令和５年第１回弥彦村議会（３月）定例会

議　事　日　程　（第２号）

令和５年３月８日（水曜日）午前１０時開議

日程第　１　一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１０名）

１番	樋浦久夫	２番	花井譲温
３番	那須裕美子	４番	丸山浩
５番	古川七郎	６番	板倉恵一
７番	柏木文男	８番	小熊正
９番	本多隆峰	１０番	安達丈夫

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	本間芳之	教育長	林順一
総務部長	志田馨	産業部長	髙橋信弘
デジタル行政推進課長	宇野誠	税務課長	浜田禎介
防災課長	小林健仁	住民課長	小出将浩
福祉課長	坂爪明博	健康推進課長	松井裕美子
農業振興課長	鈴木光英	観光商工課主幹	丸山竜一
建設企業課長	丸山栄一	公営競技事務所長	柳川治美
会計管理者	水沢正一	教育課長	富田憲

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	伊藤和恵	書記	春日史子

◎開議の宣告

○議長（安達丈夫議員）　おはようございます。

ただいまから令和５年第１回弥彦村議会３月定例会を再開いたします。

現在の出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前１０時００分）

◎議事日程の報告

○議長（安達丈夫議員）　本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでありますので、ご協力をお願いいたします。

◎一般質問

○議長（安達丈夫議員）　これより一般質問を行います。

通告に従って順次発言を許可いたします。

質問は、１回目は演壇で、２回目以降は発言席で行ってください。

なお、一般質問は、３回を超える発言を許可いたします。

また、質問時間は、一議員につきまして30分以内に制限しておりますが、持ち時間がなくなる前に質問者から時間延長の申出がなされ、議長が必要と判断したときは最大15分の延長を認めることといたします。

なお、持ち時間残り５分前と２分前に予告ブザーを鳴らします。残り時間がゼロになりましたら終了ブザーを鳴らし、そこで質問を打切りとさせていただきます。

始める前に、傍聴人の皆さんにお願いがあります。本会議の傍聴については、傍聴席入り口に掲示してあります傍聴マナーをお守りいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。特に携帯電話が鳴る場面が多く見受けられますので、今一度携帯電話の設定を確認お願いいたします。

◇　樋　浦　久　夫　議員

○議長（安達丈夫議員）　それでは、通告順に従って、最初に樋浦久夫議員の質問を許します。

１番、樋浦久夫議員。

○１番（樋浦久夫議員）　それでは、一般質問を行わせていただきます。

まず、１つ目でございます。

長い選挙戦も終わり、現在の心境を本間村長に伺います。

本間新村長には、去る１月29日に執行されました村長選挙に見事に勝利し、念願でありました亡きお父上が制定した弥彦村民憲章を信条に、村民融和を第一に、村民誰一人残さず、公平、公

正、明るく活力に満ち、笑顔と幸せに満ちた弥彦村を皆と一緒につくり上げたいという目標を掲げ、出馬表明から５か月間余りを夢中で駆け抜けてきたと思います。どこの懇談会会場でも様々な村民の意見に耳を傾け、熱心に聞き入っている姿は、まさに旗印に掲げられた「弥彦一心」そのものと感じ入りました。

これからも多くの村民の方と意見を交わし、議論を深め、明るく活力に満ちた弥彦村を目指して力強く皆を引っ張っていってほしいと念願いたしております。長きにわたったこの激戦の選挙戦を終えられ、現在の率直な感想をお聞かせいただきたいと思います。

２つ目でございます。

フッ素による虫歯予防の利用拡大についてでございます。

弥彦村は、昭和45年に村内３つの小学校を統合して一村一校の弥彦小学校を創設いたしました。この頃、虫歯予防対策をどうするかが大きな問題となり、その検討を新潟大学歯学部予防歯科学教室にお願いすることになり、大学や保健所の熱心な助言、指導の下に、全国に先駆けて週１回のフッ化物洗口に踏み切りました。

この事業は、反対論も多い中での先駆的試行で、必ずしもスムーズに事が進んだ訳ではございませんが、昭和48年に中学校、53年に保育園と次々に輪を広げ、昭和58年には小学校保健室に歯科診療室を開設し、虫歯の治療を行いました。

更に、昭和63年からは当歯科診療室でシーラント管理、シーラント管理とは、画期的な虫歯予防方法でありまして、奥歯の溝が深く虫歯になりやすい歯を見つけた場合には、その部分を埋めることで虫歯を予防する方法でございます、シーラント管理が導入されています。この学校歯科管理方式は、忙しいお母さん方には大好評で、虫歯のリスク予防管理と早期発見、早期治療ができたことから、この事業は絶大な効果があったものとお聞きしております。

そうした積み重ねの結果、弥彦小学校での虫歯予防システムは新潟県下に広まり、この間、新潟県の子供たちは全国で最も虫歯の少ない状況が今でも続いております。本事業の中心であるフッ化物洗口は、今や全国で157万人余りに普及しているとのことです。そして、令和２年、弥彦村において、厚生労働省事業として日本口腔衛生学会が主催実施した大人の虫歯調査の結果が公表され、30歳から50歳代においても予想以上に虫歯予防効果が持続していることが検証されております。

そこで、全国から特段に注目されているこれらの弥彦村虫歯予防活動の取組とその成果を村民の隅々まで知っていただくこと、２つ目は、今後更に乳児期から高齢者まで、生涯を通したフッ素による虫歯予防の知識や利用の普及拡大を展開することは、まさに今と思われます。具体的施策について村長のお考えをお尋ねいたします。

３つ目でございます。

弥彦総合文化会館の今後の利用方法でございます。

弥彦総合文化会館は、昭和53年、西蒲・燕の広域的な地域文化の振興に寄与する目的で、西蒲原郡内最初の公立文化施設として建設されました。また、同年、この施設を利用して公営結婚式

も開催されるなど、図書室、公民館、様々な形で広域的利用をされておりました。

しかしながら、時代とともに近郷の各所に同じ施設が建設されると、次第に大ホールを利用する催物も減り、主として公民館施設、図書室の利用や文化団体の活動拠点としての利用に変わってまいりました。また、大ホールの収容人員が1,000席余りのためか、収益的にも２回興行でないと元が取れない等の問題もあり、周りにも類似施設も多くなり、次第に利用が少なくなり現在に至っております。

しかしながら、施設の音響並びにオーケストラピットなど、他にないすばらしい施設であり、出演したアーティストや興行者からは質の高さを絶賛いただいておりましたが、これまで抜本的補修が行われず今日まで来ております。

私は、何とかこの施設をリニューアルして、村内にある幾つかの文化サークル団体の活動ができるような施設に生まれ変われないかと思っております。大ホール観客数を減らし、現代に合った広さにするとか、楽屋、練習室等を改修して貸出しのできるスペースに生まれ変われないか。せっかくある施設ですので、取り壊すことなく有効利用することができるような方法を是非お考えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

４つ目でございます。

令和４年12月議会のてんまつについてでございます。

12月議会定例会最終日のことでした。12月15日に開催された競輪特別委員会で可決された議案に修正動議が出され、競輪選手宿舎温泉設備新設工事費及び温泉給湯設備改修工事費計7,100万円と令和５年度分の債務負担行為合計１億3,760万円も併せて削除する修正動議が提出されると、前村長は「自殺した議会とこれ以上議論するつもりはない」と言い残し、前村長以下、部課長が議長の制止も聞かず、審議をボイコットして退席をしてしまいました。

誰もいない中で修正動議に対する審議が粛々と進められ、採決の結果、賛成５、反対４の賛成多数で修正案は可決されました。また、当日追加提案された灯油購入費助成事業費と解熱鎮痛薬購入助成事業費の審議は、議長、副議長が前村長に議会への出席と提案理由の説明を強く求めましたが、拒否されたため、やむなく提案者が不在のまま審議を終え、２案とも全会一致で議会はまさに大人の対応をして可決され、12月定例会は14日間の会期を終えました。

前村長は、２案件の提案をしておきながら何の説明もなく、幹部職員を引き連れて議長の制止も聞かず退席をしてしまいました。しかしながら、唯一議会事務局長だけは残ってご自分の責務を果たしてくれました。私たちは、この２案件は村民のための重要案件でありますので、全員一致で賛成をいたしました。

私は、欲を言えば２案件担当部課長にも残っていただき、前村長に代わって提案理由の説明並びに議員の質疑にも応じてもらいたかったと思っております。村長は、今回の騒動をどうお考えになりますでしょうか。

以上、一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（安達丈夫議員）　それでは答弁を求めます。

村長。

○村長（本間芳之）　それでは、樋浦議員のご質問にお答えいたします。

１つ目の長い選挙戦も終わり、現在の心境を伺うについてお答えいたします。

改めて申し上げますが、このたび新しい弥彦村の村政を担うことになり、光栄に感じますとともに、同時に職責の重さを痛感し、身の引き締まる思いでございます。地域の方々、同級生、村内の様々な方々から大変な熱量で熱心に粘り強く説得され、今までの人生でこんなに私に対して切望されたことはございませんでした。

昨年の９月５日に立候補を表明してから、弥彦村を変えてほしい、新しい弥彦村をつくってほしいという多くの方々のお声を聞きました。私は、人口7,678人のこの弥彦村で暮らす人たち一人一人、誰一人残さず、弥彦一心をスローガンに、村民融和を第一に、公平、公正、明るく活力に満ちた弥彦村を皆さんと一緒につくってまいりたい。弥彦村新時代を皆さんと一緒に切り開いていきたいと思っております。歴代の村長に敬意を表しつつ、我が愛する弥彦村のために全身全霊、一つ一つ課題に向き合い、精いっぱい頑張っていきたいと思っております。

２つ目のフッ素による虫歯予防の利用拡大についてお答えいたします。

まずは、虫歯予防活動の取組と成果を村民に知っていただきたいということですが、現在、弥彦村では、乳幼児健診や介護予防事業の中で村の取組と成果を説明いたしております。今後は更に住民の皆様から虫歯予防活動を知っていただけるよう関係機関と連携し、周知を図ってまいります。

２番目として、フッ素による虫歯予防の普及拡大を展開していただきたいということですが、一度虫歯になったら健康な歯は取り戻せないため、子供のときからの虫歯予防が最も重要になります。議員がご説明したように、弥彦村では、新潟大学の指導を受け、1970年に新潟県内で初めて弥彦小学校でフッ化物洗口が実施されました。今年で53年がたちます。新潟県内の小学校では約89％が実施しております。全国では19％というふうに伺っております。

文部科学省の調査によれば、新潟県の12歳児では全国では最も虫歯が少なく、2000年から連続で日本一ということであります。弥彦村では乳幼児から中学校までのフッ素塗布・洗口を継続し、歯磨き習慣の定着や定期的な歯科健診を促す等、生涯にわたる虫歯予防の意識向上について関係機関と連携し、より一層促進してまいります。

３つ目の弥彦総合文化会館の今後の利用法についてですが、議員が言われますように、弥彦総合文化会館は、昭和53年の建設以来、文化振興の拠点、シンボルとして親しまれてきました。しかしながら、時代とともに大ホールの利用が縮小する中、改正建築基準法施行令が平成26年４月に施行され、特定天井に該当する大ホールの天井については落下防止措置の対応が必要となりました。

これを受け、平成27年度、耐震診断の特記事項について再度調査を実施し、大ホールのつり天井の調査・改修費１億5,000万円を含む耐震補強に係る経費約２億5,000万円、空調や舞台照明、音響設備等のリニューアルに要する経費約７億4,000万円、合わせて10億2,000万円ほどの概算費

用が示されたのは以前報告したとおりでございます。

また、平成28年度には、この調査結果に基づき、今後の文化会館の在り方を検討する弥彦総合文化会館施設運営検討会が組織され、委員会からホール部門を存続すべきという提言がなされました。

教育委員会としても、この提言の内容を尊重し、改修に向けて財源の確保等を検討いたしましたが、社会情勢による工事費の増加や村全体の事業の優先度の問題から必要最低限の維持補修にとどまっている状態であります。

今後は、公共施設等整備基金への積立てをはじめ、改修費用の財源確保に引き続き努めるとともに、各種交付金の活用も検討してまいります。具体的には、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用し、現在利用されていない楽屋等をサテライトオフィスに改装後、民間企業に貸し出すなど、施設の有効利用について検討していきたいと考えております。

最後に、４つ目の令和４年12月議会のてんまつについてお答えいたします。

私自身は、12月定例会については詳細を承知しておりません。したがいまして、答弁は差し控えさせていただきます。

また、私は、議会とは十分に連携を図る必要があると考えており、車の両輪によく例えられますけれども、行政と議会はそれぞれの使命により議論を深め、村政発展のため共に歩みを進めていかなければならないと思っております。

以上で答弁を終わります。

○議長（安達丈夫議員）　樋浦議員。

○１番（樋浦久夫議員）　ご答弁ありがとうございました。

まず最初の１番目でございます。選挙戦も終わり現在の心境を伺うということでございます。

私は、村長選が終わってから何回か、ここ１か月ぐらい庁舎に通う機会があったわけでございますけれども、大変庁舎内が明るくなったというふうに私は感じております。私は、昨年12月議会の一般質問で、庁舎内に活気がないと、職員に元気がないとの質問をさせていただきました。２月に入り、庁舎内に活気が戻ってきたような気がいたしております。このたびの選挙戦を経て、職員の方も本来の明るさを取り戻して業務に精を出しているように感じております。

新村長の誕生でこれだけ職場に変化が生じて、庁舎内に変化が起きていると私は感じております。それだけ新村長に期待をしていた現われなのではないかというふうに、こんなふうにも思っているわけでございます。

しかしながら、これからの村長の道のり、決して楽観はできません。適切な住民説明もされていない状態で建設された施設、それから、これから建設間近の施設の運営、また、現在庁舎外にある公文書の取扱い等々、こればかりでなくて、本村には従来からの難題が山積していると、このように考えております。本間村長からは、焦ることなく選挙公約にありました対話を重視し、これまで村民一人一人に訴えてきたことを確実に、焦らず、それでいてスピーディーに事の解決を図っていただきたいというふうに願っております。

村長が選挙期間中に多くの方の住民の声を聞いてこられ、弥彦村民憲章を軸とした村の実現に精いっぱい力を注いでいってほしいと願っております。35に及ぶ村民の皆様への約束を焦らず、一歩一歩会話を重ねながらつくり上げていってほしいと思っております。私どもも微力ではありますが、村民の一人として応援をしてまいりたいと思っております。どうかくれぐれもお体だけには気をつけて執務されることを心よりお祈りいたしております。

１つずつ区切ってお聞きしていいですかね。村長からは、今私がお聞きしました再質問についてお答えをお願いいたします。

○議長（安達丈夫議員）　村長。

○村長（本間芳之）　ただいま樋浦議員のお話にありまして、私大変強い激励をいただいたものというふうに理解をしております。私自身、丁寧な説明を議会や村民の方に心がけ、しっかりと皆様に分かるように、分かりやすいように説明をしていきたいというふうに思っております。

私が掲げた35の約束ですけれども、これはしっかりと任期内に、しっかりとした道筋をつけて行いたいというふうに思っております。健康にも十分留意しながら頑張ってまいりますので、何とぞ力添えよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（安達丈夫議員）　樋浦議員。

○１番（樋浦久夫議員）　ありがとうございました。お体に気をつけて頑張っていただきたいと思います。

それでは次に、フッ素による虫歯予防の利用拡大についてでございます。

村長お答えのように、今や弥彦村は虫歯予防の分野では日本一虫歯の少ない村の称号を得ております。弥彦村は、平成19年、保健文化賞を受賞しております。この賞は我が国の保健分野では大変名誉のある賞でございます。

この受賞に当たっては、児童のフッ素洗口を全国で初めて実施したこと、また、これを継続してきたこと、そのほかに在宅寝たきり者への訪問歯科診療健診など、長年にわたる歯科保健に対する取組が評価されたものでございます。

全国初の弥彦村での事業効果が50年あまりの時を過ぎても継続しているという調査結果が、一昨年、国の調査が行われて、全国初の弥彦村での事業効果が50年の時を過ぎても継続しているという調査結果が得られました。この事業は村の宝であり、日本の宝とも言えると私は思っております。私は是非ともこの事業を将来にわたり村の誇れる宝物として、事業の推進と発展を切に願うものでございます。

一方、学校教育現場では働き方改革が叫ばれており、この事業推進においても先生方のご苦労は大変なものがあるとお聞きをしております。３年後を見据えて、中学校クラブ活動においては土日の活動を市町村移管するとのことを聞いておりますが、今後の虫歯予防事業遂行に当たり学校現場での対応につきまして、通告はなかったんでございますが、お許しをいただければ教育長からお話をお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。お願いいたします。

○議長（安達丈夫議員）　答弁、教育長。

○教育長（林　順一）　虫歯予防に関わっては、本当に新潟大学歯学部のほうから、特に現在もよく弥彦に足を運んでいただきます元日本大学教授の小林清吾歯学博士でしょうか、ということで私自身も弥彦にお世話になって８年目ですけれども、お話を伺う機会も多く、大変勉強させていただいているところであります。

今のお話の中で、特に私も来たときには昭和45年でしょうか、統合の話が先ほど出ていましたけれども、私も数字見てびっくりしたんですけれども、その当座は虫歯の罹患の児童が何と97.6％、ほとんど虫歯を持っているという、それで、その中で処置している率が２割いかないと、18.3％なんです。いや私も最初この数字聞いたときはびっくりしてということで、当座は村のほうで、これではいかんというようなことで始まったというふうに聞いています。

先ほど申し上げました小林清吾先生が、実は弥彦小学校で子供たちに「弥彦村から君たちへの贈物」ということで、実は講演をされています。その中でこの弥彦村が50年前になぜフッ化洗口始まったかというようなことで、子供たちにそれを説明しています。

小林清吾先生は、それこそ50年前は歯学部の学生であったと、私も研究生であったかと思うんですが、もう当初から関わっていらしたと。その後、日本大学のほうに行かれたようでありますが、その中で語られたのは、ともかくここには思いやり、要するに愛があったというふうな表現をされていました。ともかく皆さん子供たちが大好きだから、こんなふうな取組が始まったんだよということを語りかけていました。

２つ目は、賢い科学の知識を活用することが大事だよということを、そういう形での働きかけをさせていただいて始まったと。これは要するに新潟大学からの勧めということでありました。

最後に言ったのは、よいことならやってみようという、そのときの村当局の英断があったと。その先生は勇気という表現をされていましたが、ということで愛と知識と勇気という、この３つのフレーズで子供たちに、これはある面では歯科健診の話ではあったんですが、生きる上での大事な３つの要素かなというふうに思いながら私は聞いていましたが、そういう思いを小林清吾先生、語りかけていました。

先ほどの樋浦議員が言われていた、昨年大人の、フッ素洗口始まった頃の大人の方々がどのような、その後も虫歯の罹患状況なのかなという調査がされたというお話されていましたけれども、この庁内にも主体的になって書かれたことであります。

そういう中で弥彦村、さっき県では89％という数字でやられているということ、小学校の間でやられているということの話がありましたけれども、50年来ずっとやっていますし、中学校でもやっています。中学校は大体40％、まだ５割いっていないというようなことを聞いていますし、全国でも学校関係で取決めが進んでいるのは新潟県含めて、例えば佐賀県とか熊本県とかいうのを含めて、新潟県も含めて５県が非常にその先進地ということで、特に私は来たときに、弥彦はフッ化洗口の聖地というような言葉を聞いて、えっと思ってすごく重みを感じたんでありますけれども、そんなこともネット上には今現在も使われております。

そういう中にあって、先ほどお話しいただいたように、保育園、更に小学校、そして今中学校ということで、フッ素塗布・洗口ということで進めて現在いるわけでありますけれども、これについては、学校の養護教諭さん、それから保育士さんたちの、ある意味では献身的といったらいいんでしょうか、ということで毎日されている部分もあるわけですけれども、お力添えいただきながらやっているというのが現状です。

そういう点では、先ほどは働き方改革の話がありましたけれども、ほかのところ、特に新潟県は大体養護の先生がやられているようです、学校関係は。他県聞きましたり、またこれから実施しようというところについてはやっぱり行政当局、村当局、市長部局といったらいいでしょうか、そことの連携をより強めながら進めていかないと、学校だけで立ち上げるということはもう基本的にはなかなかできないというふうな状況になっていますし、全国の養護教諭の先生方の研究協議会があるんですが、そこでは基本的には本来業務ではないので、その関わりについては基本的にはしないような方向の方針が出されています。

そういう中にあって、新潟県内では養護教諭の先生が入っていたら、大体今のところどこもやっているので、ある面では実施するということについては否定的な表現は今のところ、新潟県の中ではないというようなことなんかを含みながら、今小・中、それから保育園は保育士さんでありますけれども、実施いただいています。大変ありがたいなと思っておりますし、今後も継続、是非進めていかなきゃいけないなというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（安達丈夫議員）　樋浦議員。

○１番（樋浦久夫議員）　ありがとうございました。

今、教育長のお話にもあったように、元新大の小林教授のお話とかをしていただいて、児童・生徒にはなぜフッ素洗口が必要かということなどがよく理解をされているのではないかと思いますが、私は本事業の詳細を児童・生徒にももっと広く知っていただきたいなと、こんなふうには思っております。

今、小学校４年生にたしか「わたしたちの弥彦村」という副読本があると思うんでございますが、趣旨はどうかなという気もいたしますけれども、今児童向けに発行されている弥彦村を知っていただく副読本というのはそれ１冊しかないかなと私思っているんでございますが、小学校社会科副読本になぜフッ素洗口が必要なのかとか、50年も前からやってきている事業で、弥彦村は本当すごい村なんだなということを児童・生徒にも是非知っていただけるような、そんな取組はいかがかなというふうに思っております。

教育課長がよろしいのでしょうか、これは。副読本等に子供さんの分かるような歴史ある弥彦村のフッ素の取組を記載していくような、そんな取組はお願いしたらできるものでございましょうかね。教育長でもよろしいですし。

○議長（安達丈夫議員）　教育長。

○教育長（林　順一）　議員ご指摘の「わたしたちの弥彦村」ということで、小学校４年生対象に

して社会科の副教材ということで、村独自に作成しているものであります。大体五、六年に１回ごとに改訂を進めて、その後製本して子供たちに配布し、小学校の社会科の事業に役立てていただいています。

それで、実はこれ今昨年度の予算でちょうど改訂作業をするということで、実はもう改訂作業は終了していまして、残念ながら今のところ新たに加えるということは、もう製本作業入っていますので、今回についてはできない状況でありますけれども、その次の改訂等についてまたその視点も考えて検討の中に入れていきたいなというふうに思って聞いておりました。

以上です。

○議長（安達丈夫議員）　樋浦議員。

○１番（樋浦久夫議員）　ありがとうございました。

今のことも含めて、事業の継続はもちろんでございますが、この先も一歩先を見据えた先進的な事業にも取り組んでいただくことをお願いをいたしまして、この件については質問を終わりたいと思います。

次に、あと時間ももう少々あるようでございますので、文化会館の件について少しお尋ねをさせていただきます。

今回の一般質問通告書を私提出した後に、文化会館のリノベーションの案をお聞きする機会がございました。私は大変いい提案だと思いました。現在の国の方針では、文化会館修繕そのものの補助事業は存在しないということでございますので、今利用できる最善の補助制度を使って、もし補修できるのであるならば取り組むべきと私は考えております。

会館施設運営に関する検討委員会も、過去何回か答申をいただいているようでございます。それによりますと、当文化会館の文化芸能活動の拠点として果たしてきた役割は大きいということ、児童・生徒の発表の場としても重要な施設であったということは検討委員会でも評価がされていたようでございます。

先ほど私お話ししましたサテライトオフィス事業のお話をお聞きしましたが、とにかくあの施設は壊すこともお金がかかる、このまま維持することもお金がかかるということです。ですから現在国が推奨している補助事業を今後とも、そういう事業があったらうまく使いながら、できることから少しずつやっていただきたいというふうに思います。

その時々の国の整備事業方針に合った補助制度を利用しながら、長寿命化を図りつつ存続の方向で模索していっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。これ村長からお願いできますか。

○議長（安達丈夫議員）　村長。

○村長（本間芳之）　議員の今のご質問に対してですけれども、本当に私いろんなところからお話を伺いました。弥彦総合文化会館というのはやっぱりあそこの場所にあって、非常に村民に愛され、県央地域、西蒲地域で愛されたホールであったということからすれば、あの文化会館はやっぱり非常に大事な施設であるという認識をしておりますし、そういう村民の方々のお声も多くあ

りました。

先ほどもご答弁させていただきましたように、いろんな修理、修繕に対しても非常に多額のお金がかかるということでございますので、しっかりとその辺を基金化いたしながら適切に判断をしていきたいというふうに思いますし、さらなるいろんな活用方法についてもいろいろと議論をしていければというふうに思っております。

以上であります。

○議長（安達丈夫議員）　樋浦議員。

○１番（樋浦久夫議員）　ありがとうございました。

それでは、最後の４点目のことでございますけれども、村長はこれまで選挙期間中はもちろん、初登庁の職員への挨拶、懇談会、いたるところで村民融和、対話による村づくりを説いてまいられたということをお聞きしております。いつまでも過去にとらわれていては、いつまでいたっても村は一つになりません。村長が常々口になさっておりました弥彦一心の実現に向け、一刻も早く村を一つにしてほしいと念願をいたしまして私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（安達丈夫議員）　これで樋浦久夫議員の質問を終わります。

◇　板　倉　恵　一　議員

○議長（安達丈夫議員）　次に、板倉恵一議員の質問を許します。

６番、板倉恵一議員。

○６番（板倉恵一議員）　おはようございます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

弥彦村は彌彦神社の門前町として発展したまちであります。彌彦神社がいつ頃に開設されたか分かりませんが、大和朝廷の越後国府は国を治めよくするために、交通の要所要所に人足や馬を補給するための場所として、駅と書いてうまやと呼ぶんですが、呼ばれる「伊神駅」の宿場が設けられ、交通面でも重要視された門前町と言われております。

彌彦神社、弥彦山登山を求めて多くのお客様が見えられます。それに加えて、最近、弥彦公園もみじ谷の紅葉もＳＮＳで発信され、一躍有名になり観光地化されました。弥彦村は観光地であり、歴史のまちであります。いろいろな方面から多くのお客様の来村を期待しております。

そこで質問です。今までも何人かの方が質問を行いました。弥彦燈籠まつり、新潟県菊花展、二年参りなどでは多くの方が弥彦に来られますが、交通渋滞で私の知るところでは、矢作の入り口までつながったこともあります。最近では矢作の大鳥居が私の記憶の中では最長かなというふうに思っております。今後どのような渋滞緩和策を行うのか伺います。

次に、弥彦村は11月に新潟県菊花展覧会の会場を彌彦神社境内で行っております。だが年々応募作品が減少する中、小・中学校の生徒さんにも育て方の指導を行い、生徒さんもとても一生懸命に菊を育てていると聞きます。花でも動物でも育てることは難しいのですが、非認知教育の一

環としてとてもよいことだと思います。今後、子供への菊指導など地元弥彦村としてはどのように出品数を増やし、より多くのお客様をお呼びしたいのか伺います。

続きまして、弥彦は佐渡弥彦米山国定公園に指定をされております。ユーチューブによると、新潟県桜注目度ランキングの上位３位以内にも入っております。弥彦公園内も含めて弥彦は桜がメインと思いますが、ところどころ桜の老木化が見られます。今後どのように管理していくのか伺います。

以上です。

○議長（安達丈夫議員）　それでは答弁を求めます。

村長。

○村長（本間芳之）　それでは、板倉恵一議員のご質問にお答えをいたします。

最初の、今後の交通渋滞緩和策についてでありますが、特に渋滞が発生する秋の菊まつりについては、これまで彌彦神社周辺の渋滞対策として、土日、祝日に一方通行等の交通規制を実施し、渋滞緩和に努めてまいりました。

そのかいあって、ここ数年は大渋滞の発生が少なくなってきております。これは、来訪される方が平日と土日祝日で分散されてきたこと、また、弥彦公園の紅葉のライトアップと、新たに彌彦神社で菊のライトアップを実施したことによる、昼と夜との観光客の分散が図られたことが理由であると考えられます。

今後は、弥彦公園及び彌彦神社のライトアップの充実を図り、新たな撮影スポットなども増やしながら、夜の弥彦観光をより魅力的なものとすることで、分散化が更に進むように力を入れてまいります。

また、混雑具合の情報発信では、駐車場等にライブカメラを臨時的に設置し、混雑状況をリアルタイムで配信をしてまいります。今後は、より見やすく、より分かりやすく配信を簡略化するとともに、ＳＮＳを活用した情報発信を行ってまいります。

渋滞発生時のトイレ問題の解消には、昨年度、仮設トイレを３か所設置し、一定の利用がありました。来年度は設置場所や設置数について十分に協議、検討し、また仮設トイレの設置情報も、同じくＳＮＳを活用し広く周知をしてまいります。これらの対策を実施しながら、ＪＲ弥彦線の利用を積極的にＰＲし、引き続き渋滞の緩和を目指してまいります。

続いて、新潟県菊花展覧会の出品数の増加についてですが、村では、菊づくりの後継者育成を目的に、平成29年度より菊づくり教室を開催しております。菊花展覧会の審査員を務める方に講師をお願いし、年間６回程度の開催で菊づくりの基本を指導いただいております。県内各地より興味のある方に参加いただき、近年は展覧会に出品される方も出始めております。弥彦村の菊づくりの会である清香会には、技術継承事業として懸崖、杉づくりなど、より高度な菊づくり技術の習得に取り組んでいただいております。

また、毎年、弥彦小学校４年生の菊づくりと、観光協会を中心とした菊づくり協力会による商工会脇のハウスで、菊づくりにご指導、ご協力をいただき、菊花展覧会へ出展いたしております。

これらの事業を今後も継続し、更に観光協会、商工会、学校と連携し、弥彦村のまち全体で菊花展覧会、菊まつりを盛り上げていきたいと考えております。

最後の桜の管理についてですが、弥彦公園の記録によると、昭和37年から昭和61年の間に500本の桜の木を植えたことから、一部には、一般的にソメイヨシノの寿命と言われる60年と言われているものもあり、議員の言われるとおり、老木化が進んでおります。伐採につきましては、樹木医や植栽基盤診断士等の診断を基に、倒木など周辺住民の安全も含め慎重に判断し、ただ切ってしまうのではなく、弥彦桜の会や関係各所と連携し適切な植樹等の維持管理を進めてまいりたいと思っております。

春は弥彦の桜を今まで以上にＰＲし、また夜桜ライトアップの絶景スポットの拡大を含め、10年、20年と末永く弥彦の桜を楽しんでいただけるよう取り組んでまいります。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（安達丈夫議員）　板倉議員。

○６番（板倉恵一議員）　今ほど、交通緩和については、これからも分散化をしながらやっていく、ＰＲをしていくという話でございました。その中では、私、前にも話はしたんですが、今、ＪＡの駐車場がもうなくなったのであれなんですが、役場の駐車場も、やはりこれからも開放していっていただきたい。それと併せてＪＲのＰＲもしていったらどうなのかなと思います。

というのは、私も何遍か経験しているんですが、矢作の駅に下車をされるお客様が結構おられるんですよね。矢作には元日本一の大鳥居もあって、矢作の駅で下車をされたお客様が結構おられます。その中では、矢作の駅に降りたが、駅前には県道があるんだけれども、歩道がないという中で、せっかくお客さん来られたのに歩道がなく危険な状態であると感じております。その中では、最近、三条振興局が福祉予算で歩道をつけると聞きましたが、その進捗状況も分かりましたら、これも弥彦の一つのＰＲになるのかなと。大鳥居もやはり一緒に観光の目玉として、今は日本一ではございませんが、その部分も含めて観光化をされるとよろしいのかなと思いますので、その進捗状況が分かりましたら教えていただきたいんですが。

○議長（安達丈夫議員）　丸山建設企業課長。

○建設企業課長（丸山栄一）　矢作の駅前、県道の歩道整備なんですけれども、こちら県の事業になります。今年度は、測量設計を終えました。今後の予定としましては、用地買収、工事という今、運びになっております。

以上になります。

○議長（安達丈夫議員）　板倉議員。

○６番（板倉恵一議員）　測量設計が終わって、来年度、５年度は次の段階、工事に入っていくというふうな考えでよろしいですね。

○議長（安達丈夫議員）　丸山課長。

○建設企業課長（丸山栄一）　県の事業ですので、また私の口から、村のほうからあれこれ言えることではないですけれども、今後の予定としましては、用地買収、工事に進んでいきます。

○議長（安達丈夫議員）　板倉議員。

○６番（板倉恵一議員）　是非とも、その辺を進めていっていただきたいなと思います。

今ほど村長の話の中で、今日も神社前通り、ちょっと見てきたんですが、その中で、ある土産物店の奥様から、ここはいっぱい駐車の車が止まっているけれども、なかなか私のところの土産物店に入ってもらえないというような話も聞きました。

この度、本間村長が立候補の言葉の中で、観光地としての更なる誘客、周遊性を向上させるために、越後一宮彌彦神社の門前町の開発を行い、新たなまちづくりに着手しますと言われております。私もその弥彦の活性化については大賛成でございます。とても興味があるので、その辺の案を、もうちょっと詳しく聞かせていただければなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安達丈夫議員）　村長。

○村長（本間芳之）　ただいまのご質問にお答えいたします。

私、「35の約束」のときにもお話をさせていただいているんですけれども、やはり彌彦神社一の鳥居から最大、弥彦駅までのルートというのは、弥彦村にとってはゴールデンルートであります。そのルートを整備するというのは、とてもやはり観光客を呼び込むためには重要なポイントだと思っております。現在、考えておりますのは、プロジェクトチームをつくりまして、観光協会、それから商工会の方々、それから一般の村民の方々、あるいは女性部の方々、そういういろんな方々とお話をさせていただく機会をつくって、まずは閑散期に各種のイベントを行って、閑散期の集客を促すような催事を行っていきたいというふうに思っております。そこから、いろんなまちづくりは、またそのプロジェクトチームの中で、話として出ていくものと理解をしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（安達丈夫議員）　板倉議員。

○６番（板倉恵一議員）　問題は、閑散期をどのような形の中でお客様を呼ぶのか、その辺が中心かなと思います。それと併せて、特にお客様が来られるのは、弥彦公園の中のもみじ谷というふうに思います。今年度は弥彦の公園の中、大分、変わりました。逆さ紅葉とか、いろいろな形の中で、造作が変わっております。その中でちょっと話が聞こえてきているのが、今まで公園の園内の季節の変わり目に咲いていた、ハスだとかミズバショウなど、全て取り去ったようでございますが、その花を毎年楽しみに写真を撮りに来られている方に結構話を聞くんですが、とても残念がっていると私は思いましたが、その辺について、これからの公園の構想はどのような形になるのか、今段階の構想でよろしいですので、お聞かせ願えればと思いますが。

○議長（安達丈夫議員）　産業部長。

○産業部長（髙橋信弘）　今ほどの板倉議員の質問には、村長に代わりましてお答えしたいと思います。

今、弥彦公園の造園計画について、昨年末のほうにようやく骨格が出来上がった状態であります。今、計画に従いまして進めているところでございますが、まずは中心としておりますのが、

先ほどの板倉議員の質問の中にもありました老木化が目立つということで、桜、紅葉の老木化、新たな木の植樹を中心に進めてまいります。小林前村長のときにもお話がありましたけれども、20年先、30年先かかる計画でございますので、まだ計画の入り口に入ったばかりでございます。

今この先、造園の事業を進めるに当たりまして、やはり今ほど言われましたミズバショウとか、そのところどころの見栄えのあるスポットといいますのは、今後、見直しを図りながら随所随所につくっていく計画のようでございますので、なるべく早くに議員のほうにも、弥彦公園管理協議会というものが立ち上がっておりまして、神社と情報を共有している会でございますので、そちらのほうを得て、議員の皆様方にも今後の計画について、説明できるように準備はしてまいりたいと思っております。まだ計画の入り口段階でございますので、すぐというふうなことはかなえることはできないとは思いますけれども、まずは弥彦の目玉となっている桜と紅葉を中心に、一応進めていく計画のようでございます。

○議長（安達丈夫議員）　板倉議員。

○６番（板倉恵一議員）　これも前にも私、弥彦公園についてお話をしたことがあります。弥彦の公園は金沢の兼六園よりもはるかに大きい、倍ぐらい大きいんですが、目玉商品がないと言いますか、そういう中で質問させていただいたことがあります。

今ほど、計画段階であるというような話もありました。その中では、これからの弥彦の公園をどういうような目玉づくりにしていくのか、まだ計画段階であるというような話も聞いておりますので、それこそ村長が言われるように、みんなでいろいろな考えを出し合って、いいものをつくっていただければ一番ありがたいんですが、随時、できれば今こういうような状況で、これからこういうふうなのがしたいんだというのがありましたら、これからのいろいろな会議、それから懇談会でもよろしいでございますが、そういう中で話をしていっていただければ、また我々も、いろいろな住民の方と話をしながら、それらの話もまたできるのではないのかなと思っているところであります。

それで、これからの弥彦村は、やはり菊と桜であるというような話もありました。村長も言われたように、老木も、菊もある彌彦の神社を中心にした桜の会というのもあります。その辺も連携しながら、やはり日本人は桜かなと思いますので、今、駅前の八重桜が大分枯れてきているといいますか、老木化してきているので、その辺も考えていただいて、できれば駅から神社前までは桜が欲しいなと思っているところであります。これからも植樹、それからいろいろな植え替え等もありますが、その辺についてお聞きをしていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安達丈夫議員）　村長。

○村長（本間芳之）　板倉議員の質問に対してですけれども、本当に弥彦公園というのは大変すばらしい公園、小さい頃からもいろいろとなじみのある公園であります。その周辺も含めて、とにかくいつ来ても美しいと、いつ来てもすばらしいという公園に向けていろいろと準備をしていきたいと。これは５年、10年、あるいはそれ以上かかってくるんだろうとは思いますけれども、中長期的な視野に立って、公園全体を四季折々楽しめる、そういう場所にしていきたいというふう

にも思いますし、桜についても先ほどお答えしたように、老木化で倒木のおそれもありますものですから、その辺もしっかりと、専門家の方々に見極めてもらいつつ、新たな植栽をさせていただきたいと思っておりますし、そういう町並みにもできたらいいなというふうにも思っております。

前向きに検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（安達丈夫議員）　板倉議員。

○６番（板倉恵一議員）　是非ともそのような形の中で、弥彦の桜、それから紅葉を育てていきたいと思っております。それと併せて、先ほどもちょっとお話をしましたが、弥彦は新潟県の中の菊花展も会場になっております。そういう中では、小学生の皆さんから非認知教育の中で、そういうものを大事に育てるというような教育もしていっていただきたいという中では、商工会の下手になりますかね、そこにある菊ハウスは、今後ともそういう子供たち、それからほかの方たちも含めて、菊の苗づくり、菊の花づくりにこれからも利用されていくのか、その辺を最後にお聞きしたいのですが。

○議長（安達丈夫議員）　観光商工課主幹。

○観光商工課主幹（丸山竜一）　板倉議員の質問にお答えします。

先ほど、説明のありました小学４年生の菊づくりにつきましては、商工会脇の菊ハウスではなくて、小学校のほうで行っております。商工会脇の菊ハウスにつきましては、先ほども説明ありましたように、村の清香会の方から指導、ご協力いただきながら、少しでも多くのすばらしい菊を育てていただいて、来年度以降も菊花展覧会のほうに出展できるようにしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（安達丈夫議員）　はい、以上ですね。

○６番（板倉恵一議員）　ありがとうございました。

○議長（安達丈夫議員）　以上で、板倉恵一議員の質問を終わります。

ここでしばらく休憩といたします。

再開は11時25分といたします。

（午前１１時１２分）

○議長（安達丈夫議員）　一般質問を再開いたします。

（午前１１時２５分）

◇　本　多　隆　峰　議員

○議長（安達丈夫議員）　次に、本多隆峰議員の質問を許します。

９番、本多隆峰議員。

○９番（本多隆峰議員）　今後の枝豆冷凍加工施設と農業政策は、について質問いたします。

弥彦村の観光と農業は主要産業であります。特に米は伊彌彦米としてブランド化され、ふるさと納税返礼品として大きな役割を果たしております。そして、米と並ぶ特産品として、稲作より収益性のある枝豆生産に取り組みし、共同選果場、枝豆専用のコンバインの購入、枝豆の薄皮むき機械の開発など、これまでに多額の費用が投入されてきました。

また、弥彦村が資本を出資して、前村長が社長になり新会社を設立し、枝豆冷凍加工施設を建設するための用地取得、外構工事、上下水道の整備など、着手するための補正予算が二度にわたり計上されましたが、議会により否決されました。そしてこの案件は現在中断された状態であります。

前村長は、この枝豆事業については経済行為であり、村行政がやるべきことではない。本来ならば農協または生産者がやるべきことである。しかし、弥彦村の農業改革のために、あえて踏み込んでやらざるを得ないと決断したとのことで、強い姿勢で取り組み、枝豆冷凍加工施設が必要であることの意義も唱えておられました。

今後、枝豆事業及び枝豆冷凍加工施設については、どのように取り組んでいくのか、お考えを伺います。

また、村行政が率先して経済行為を行うことについて、ご意見があればお聞かせ願います。

本間村長は、35の約束を選挙公約として挙げておられました。農業関連で６項目ほど取組がありましたが、やひこ農業村民会議を発足するとのことでありますが、現段階でどのような構想であるのか伺います。

以上であります。

○議長（安達丈夫議員）　それでは、答弁を求めます。

村長。

○村長（本間芳之）　それでは、本多議員のご質問にお答えいたします。

今後の枝豆関連事業につきましては、米依存型農業からの脱却を図り、農業者の所得増大と地域農業の担い手を確保し続けていくためにも、事業の振興に注力すべきだというふうに考えております。

一方、枝豆冷凍加工施設につきましては、人、物、金の全てにおいて、あまりにも抱えるリスクが大きいことから、今すぐに村が主導して事業を進めるべきものではないと判断をいたしております。

村行政が率先して経済行為を行うことについてご意見があればということでありますが、一般論として、行政が率先して経済行為を行うと、新しい仕事や価値を生み出す企業の力は弱くなってしまい、正しい経済活動を阻害してしまうおそれがあります。販売等の経済行為はあくまで事業者が行うべきものであり、弥彦村は必要に応じて事業者や生産者への支援を続けていきたいと考えます。

続いて、やひこ農業村民会議の現段階での構想についてお答えいたします。

新時代の弥彦村農業を実現するためには、現場の農家の皆様の声を大事にして、新しい農業、新たな園芸作物にチャレンジする担い手を支援していくことが必要であると考えております。

その一つの方法として、ＡＩ技術、ＩｏＴ、スマート農業技術の導入を促進し、大学等研究機関との連携も考えられるところであります。

新しい農業への挑戦を後押しするために、チャレンジする農家への支援策として、弥彦スタイルの所得補償制度も創設するものであります。

これらを実現するためにも、まずは有識者やＩＴ技術者、若手担い手農家及び農業関係機関で組織するやひこ農業村民会議を発足させ研究を重ねていきたい、現時点で考えているところであります。

具体的な今後の枝豆関連の事業方針につきましては、担当課長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（安達丈夫議員）　鈴木農業振興課長。

○農業振興課長（鈴木光英）　それでは、最初に、今後の枝豆事業に対する取組についてということでお答えをさせていただきます。

ここ数年来、全国的にも枝豆の生産拡大を進めている産地が非常に多くなってきております。販売環境は厳しさを増すということが今後も予想されるところであります。この状況を打破していくためには、弥彦産枝豆のＰＲ、それと他の産地の枝豆を圧倒する高品質、良食味なものを生産し、弥彦産枝豆のブランド化を更に進める必要があるかと考えております。市場の相場に左右されることがない高位安定的な販路を確立しなければならないものと考えます。

そこで、弥彦村の枝豆関連事業の方針といたしましては、第１に、生鮮枝豆の契約販売を拡充し、安定的な販売環境の整備を構築する。第２に、枝豆の製品率向上を目指し、肥培管理と収穫作業、それと調製作業のおのおのを検証しつつ、無理、無駄、むらのない生産体制の確立を目指す。第３に、収益性を鑑みつつ、規格外枝豆の有効活用を探り、生産者の手取り収入の向上を目指す。第４に、消費者に向けたＰＲ活動を継続しつつ、弥彦産枝豆のブランド価値向上を目指し、一層の品質向上と食味向上を進める。この４点を基本として進めてまいりたいと思っております。

続いて、枝豆の冷凍加工施設に対する取組についてお答えいたします。

枝豆の冷凍加工施設につきましては、昨年から加工施設に関連します研究を重ねてまいったところであります。枝豆の冷凍加工をしようとする場合、まず施設の建設費用に８億円から10億円ぐらいの極めて多額の費用を要するところであります。加えて、加工事業に携わります人材の確保、それから販路の開拓など、あまりにもクリアすべき課題が多いことが明らかになってまいりました。

これに対して、見込まれます売上げは、昨年の枝豆共同選果場における規格外枝豆の総量44トンほどでありましたが、これから算出しますと、おおむね1,500万円から2,000万円程度であり、原材料費や光熱費、人件費、更に減価償却費等々、経費を差し引きますと、収支はマイナスになってしまうことが想定されるところであります。

弥彦村以外の枝豆の産地から大量の規格外枝豆を仕入れまして、大量に加工品を製造するということであれば収支の改善が図られるかもしれませんが、弥彦村のような単独行政が荷を負うことは極めてリスクの高いものであるというふうに判断したところでございます。

以上であります。

○議長（安達丈夫議員）　本多議員。

○９番（本多隆峰議員）　かつて日本というのは、米を中心にした稲作農業でありました。米というものは日本人の主食でありますから、古くから五穀豊穣を願って神様に祭りまして、社会、文化やそういったものが育まれ、伝承されてきたという訳でございますけれども、近年、米作り中心の農業は危機的状況に陥っております。

1970年代、ちょうど私が高校を出たぐらいになりますけれども、兼業農家が全盛の時代であります。多少採算性が取れなくても、その農家は農外収入を得て、それによって生活が成り立っているという状況でございました。田植、または稲刈り、それらは田植機や稲刈りコンバイン等が発達しまして、格段に農業の省力化ができた訳でございます。そうしますと、余った時間をどうするかというと、農業以外に働きに出たほうがより収入が多かった、そういう時代でございました。

ですから、農業を本当に本腰を入れてやっている人たちは、農外収入じゃなくて、農業をやりながら採算性をいかにして取るかということを研究、また努力してきた訳でございますけれども、どう言いますかね、１町か２町ぐらいの農家の場合は、朝、夕、あと休日に農業をやれば米作りができたと、そういう状況で、他に働きに行ったほうが非常によかったという時代でございます。それと同時に、地域の地場産業も、そういった労働者を逆に利用して、その人たちの力を借りて工場等も伸びてきたという背景がございます。

ところが、ここへ来て、私ども、その当時の若者が60を超え、高齢化ということになりました。2016年の調査では、農業従事者は平均年齢66.8歳だと、平均年齢ですね。そういう状況で高齢化は今後も続いてまいりますし、農業人口も減っている一方であります。

そうした中で、農政も様々な変遷がございまして、食管制度も破綻いたしました。減反制度も終わりました。また、各種補助金制度も、国の制度としてはいろいろあったんでございますけれども、結果は、現在のように農業従事者の高齢化、担い手の不足、農地の作付放棄地の増加、結局、先祖伝来の土地を守れない農家が増えている状態であります。

米作りは需要に応じた米作りにシフト化いたしました。環境保全型農業、６次産業化、また作物の複合農業、今ではスマート農業やＳＤＧｓ、持続可能な農業など、様々なことが言われております。ただし、ここの一番の問題は、人口減少問題であります。いかに農業に力を入れても、全体の人口は減る一方でございます。そういう現状の中、例えば農地放棄した土地を受ける人もいなくなってくる、非常に深刻な状況がこれから続いてくるんではないかと思います。

やひこ農業村民会議におきましても、私は非常に期待をしております。何とかこの農業を、この人口減少化の中で農業をやろうという人、新規参入者、また、現状を維持という方々、また、

どのようにしたら農業を辞めていったらいいんだろうかとか、様々な問題を抱えている訳です。

そういった中で、新しい今後の弥彦村の農業のために、抜本的な改革を期待する訳でございます。新次代を担う農業者への支援をそういう感覚で行っていただきたいと思うのでございますけれども、村長にもう一つ、その辺のところをお伺いしたいと思います。

○議長（安達丈夫議員）　村長。

○村長（本間芳之）　お答えいたします。

まさに私が選挙活動中も訴えてきたことでありますけれども、まさに稼ぐ農業、稼ぐこれからの弥彦村の農業の在り方、方向性を中長期にわたっていろいろと議論を深めていかなければならないというふうに思っております。

まさに若い担い手、今一生懸命農業をやっていらっしゃる若者もたくさん増えてきました。それから、弥彦村に通っていろいろと農業を勉強している若い人たちも増えてきました。そういう人たちもしっかりと定住をしてもらって、この弥彦で様々な農業への取組を行うために、一生懸命行政としては後押しをしていきたいというふうに考えておりますので、引き続き、またご支援いただければというふうに思います。

以上であります。

○議長（安達丈夫議員）　本多議員。

○９番（本多隆峰議員）　是非よろしくお願いいたします。

具体的な話になりますけれども、この枝豆事業になりますけれども、今の答弁でありますと、前村長は非常に加工施設を造るのに急いでおられたんですけれども、一旦はそれは少し脇に置いてですね、脇に置いてではなく、検討はしていかれると思うんですけれども、取りあえずは生食のもの、枝豆の出荷されたものをいかに有利に販売するかということに主眼を置いて、例えば枝豆の加工流通試験ですか、または氷感冷蔵システム等をやりながら成果を上げていきたいということでよろしいでしょうか。

それと、先ほど伺いましたように、８億、10億もかかるような加工施設をこれからやっていくかどうかというのはまだ分かりませんけれども、本来であれば、前村長も言われたように、農協もしくは生産者、生産組合等がやって、行政がそれを後押しすると、そういうのが本来の形かと思うんです。まして８億、10億という多額のものをやっていくのは相当な緻密な計算の上でやっていかないと達成できない。

以前伺ったことによりますと、コメリがある程度協力して、シミュレーション等をされていたということも伺いました。この村行政の関わり方について、基本的には生産者、もしくはその生産組合、また、新会社等がやることに支援はしていくけれども、主導はしないというような考え方でよろしいんでしょうか。その辺のところをはっきりしていただきたいと思います。

○議長（安達丈夫議員）　村長。

○村長（本間芳之）　ご質問の件につきましては、まずは一旦白紙にいたしまして、ただ、現在の弥彦村の枝豆の市場での優位性を更に高めるためにどうしていったらいいか、価格の安定を図る

ためにはどうしたらいいか、冷蔵に関してはどういう方法が望ましいのかということをしっかりと考えていきたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長（安達丈夫議員）　本多議員。

○９番（本多隆峰議員）　ありがとうございました。

一応、あくまで多額な費用でございますし、ある業者の方にすれば、ここまでしてもらえてもできないのかというような話も言う、厳しいことを言われる方もおられます。いかなる商売、いかなる事業におきましても、これほど手厚く、農業だからそうする、されるということは許されるのかどうか、それも一つ考えていただきたいと思う次第でございます。

補助金、さっき言われましたように、私どもが若いときはですね、いろんな補助金がありまして、トラクターを買うにも補助金が出ました。そういった面では、農家の場合は非常に有利な補助金が出てきたかと思います。逆を言えば、それがなければやっていけないという産業であるのかもしれません。しかし、大きく言えば国民ですけれども、国民の生きていくためのエネルギーのもととなるものは食物でありますし、自給力というのは大変大切な問題を農家は抱えている訳です。単純にもうかる、もうからんだけの話ではなくて、そういった使命を考えたときに、補助金もある程度はやむを得ないという国策としてあったかもしれません。

そういった中で、これから新しい農業、今までのやり方では多分駄目なんだと思うんですね。ですから、さっき言われました、専門の方々とか研究機関とか、大いにご利用していただいて、本当に弥彦村はこれでいくんだというようなところまで研究していただいて、そして農家、農業をやろうという人たちに支援をしていただきたいと、そう思う次第であります。よろしくお願いいたします。

質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安達丈夫議員）　これで本多隆峰議員の質問を終わります。

◇　花　井　譲　温　議員

○議長（安達丈夫議員）　時間がありますので、次に、花井譲温議員の質問を許します。

２番、花井譲温議員。

○２番（花井譲温議員）　一般質問通告書に従って質問させていただきます。

まずは、このたびの村長選挙当選おめでとうございます。誹謗中傷がまかり通ることなく、村民融和に向けてのかじ取り、よろしくお願いいたします。

１件目、予防医療推進について。

私は、12月の議会において、帯状疱疹ワクチン補助について前村長に質問し、接種対象者約4,300名に全額補助は難しいが前向きに検討していくとの回答をいただきました。本間村長は、公約のナンバー11に疾病予防、介護予防、認知症に関する施策について記載されております。帯状疱疹ワクチン実施について、その他疾病予防についてはどのような考えをお持ちか伺います。

２件目、随意契約理由の公開について。

村長公約のナンバー30において、これまでの村長独自の判断のみでできる随意契約制度をしっかりと見直し、行う場合には、議会や村民の皆様へ、その理由を公開しなければならない仕組みにしますと記載されています。具体的にどういう仕組みか伺います。

３件目、枝豆事業について。

枝豆は県の園芸振興作物とされております。昨年６月の高温による品質低下、豊作で値段が暴落、大手スーパーでも朝取り茶豆がはけなくて大変だったとのことです。黒崎茶豆も同様。今年は更に推奨作物として県下の生産量が増大した場合、同じことが起こる可能性があると思われます。枝豆加工施設建設についてはどうお考えでしょうか。氷感冷蔵設備の導入により関西圏への販路拡大を検討されているようですが、移送手段はどのようにお考えでしょうか。

以上です。

○議長（安達丈夫議員）　それでは、答弁を求めます。

村長。

○村長（本間芳之）　それでは、花井議員のご質問にお答えいたします。

１つ目の予防医療推進については、まず帯状疱疹ワクチンの実施についてですが、国・県、県医師会、燕市医師会と情報共有を図り、ほかの自治体の動向を見ながら、関係機関と連携し、引き続き検討してまいります。

その他の疾病予防につきましては、現在、特定健診や住民健診、各種がん検診を継続して実施しております。また、健診結果は、関係機関と連携し、相談事業等を実施し、疾病予防に努めております。今後も事業を継続しながら、個人に合わせた疾病予防に努めてまいります。

２つ目の随意契約理由の公開についてお答えいたします。

地方自治法第234条に規定されているとおり、地方公共団体が行う契約は入札によることが原則でありますが、法令の規定によって認められた場合は、随意契約を行うことができるとされており、弥彦村財務規則にも明記されております。そして、随意契約を締結する場合は、随意契約が必要な理由書を公文書にて作成しております。

この理由書につきましては、今でも情報公開請求があれば公開しておりますが、このたび、契約手続の透明性の向上を図るための取組として、例えば四半期ごとにホームページ上でこの理由書を公表するという方法を考えております。

３つ目の枝豆事業についてお答えをいたします。

昨年の枝豆の販売をめぐる情勢は、花井議員がご指摘のとおり、大変厳しいものであったというふうに認識しております。枝豆の生産振興は、今後の弥彦村農業にとって最も優先すべき課題であり、そのためには、生産農家の手取り収入を何としても確保していく必要があるんだろうと考えております。そのための方策については、担当課長から答弁をさせていただきます。

なお、枝豆冷凍加工施設の建設につきましては、先ほどの本多議員からのご質問にてお答えさせていただきましたとおりですので、割愛をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（安達丈夫議員）　農業振興課長。

○農業振興課長（鈴木光英）　それでは、花井議員の県下の枝豆の生産量が増大した場合の対応策についてお答えをさせていただきます。

議員がご指摘のとおり、昨年の枝豆の販売状況につきましては、一時的な生産過剰によりまして、生産者価格が暴落する事態が起こりました。これは新潟県内に限ったことではなくて、山形県でありますとか、秋田県、群馬県など、全国の枝豆産地に共通して起こった事態であります。

昨年の弥彦産枝豆の生産者価格を見ますと、８月の第１週の１kg当たりの平均単価が745円でありました。第２週が541円、第３週が584円、第４週は560円と低迷が続いたところであります。その間、８月12日に391円という底値が１回ありまして、ほかにも400円台の低単価となった日が都合５回ございました。８月29日以降はやや価格が持ち直しまして、９月４日までの１週間の平均単価が707円となっているところでございます。

一方、近年の弥彦産枝豆の年次別の平均単価を見てみますと、平成30年は１kg当たり763円、平成31年が804円、令和元年が831円、令和２年が853円、令和３年が682円、昨年が683円となっております。四、五年ぐらい前までは約800円台で推移しておりました生産者価格が、昨年、それから一昨年と680円台に落ち込んでおりまして、これを一過性のものとして捉えるのではなくて、慢性的に枝豆相場が下落したものとして受け止める必要があろうかなというふうに思っております。

このような枝豆価格の下落に対処するためには、生産現場において生産性の向上、それとコストの低減を図る必要があろうかと思います。

また一方で、安定的な有利販売に努めるべく、売り先との契約栽培、値決め販売に取り組む必要があり、既に多くの産地でこの方向にシフトしているところでございます。

弥彦村でも、既存の委託販売を見直して、契約先と結びついた値決め販売にかじを切るよう、現在準備を進めておるところでございます。枝豆の生産振興を進めていく上で、まずは生産者の方々と関係機関が一体となって生鮮枝豆の有利販売を確立し、生産農家の手取り収入を上げていくことを第一に取り組んでまいりたいと思います。

最後、氷点下冷蔵による輸送についてご質問がございましたけれども、コストとかそれから鮮度維持、これは流通試験を行って、しっかりと検証しないうちは導入に踏み込めないかなというふうに考えております。今年度、令和５年に、氷点下冷蔵による輸送試験を行いまして、今言いましたコスト、それから鮮度、その辺のところをしっかりと検証してまいりたいと思います。

以上であります。

○議長（安達丈夫議員）　花井議員。

○２番（花井譲温議員）　１件目の予防医療推進について再質問させていただきます。

日本人成人の90％以上は帯状疱疹の原因となるウイルスが体内に潜んでいます。50歳代から発症しやすくなり、80歳までに３人に１人が発症すると言われています。50歳以上で発症した人の

うち、約２割の方が長い間痛みが残るＰＨＮ、帯状疱疹後神経痛になると言われ、根本的な治療法がなく、何年も痛みが残ることがあります。

前村長との懇談会で回っていますと、私は公約に掲げましたので、帯状疱疹についての質問が多く、私の知人でも痛みが残り苦しんでいる人がおりました。予防するためには帯状疱疹ワクチンがあり、帯状疱疹ワクチンは、現在、弱毒生ワクチンの水痘ワクチンと、乾燥組換え帯状疱疹ワクチンと２種類があります。水痘ワクチンは１回のみの接種ですけれども、7,722円。乾燥組換え帯状疱疹ワクチンは高価で、１回２万2,000円。２回打つので４万4,000円にもなります。65歳以上の夫婦が打つと８万8,000円と高額の負担になります。

そのため、自治体によっては補助金の対象となっています。補助自治体の一例を挙げると、名古屋市では、水痘ワクチンの場合、接種する回数は１回で自己負担金4,200円、乾燥組換え帯状疱疹ワクチンは、２回接種で１回につき自己負担金１万800円。助成は２回までで、生活保護者については接種費用の全額を助成されています。

また、住民の要望を受けて、現在50を超す自治体で補助が実施されています。東京都は、来年度から実施した区市町村の公費助成を行います。弥彦村でも、公費補助金について検討いただけないか伺います。

○議長（安達丈夫議員）　村長。

○村長（本間芳之）　花井議員のご質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたように、帯状疱疹ワクチンの実施についてですけれども、国・県、県医師会、燕市医師会と情報共有を密に図ってまいりまして、関係機関と連携し、引き続き検討してまいります。当然、予算の問題もございますので、しっかりと議論をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（安達丈夫議員）　花井議員。

○２番（花井譲温議員）　厚生労働省の審議会において、公費助成を行うべきか費用対効果を含めて、今、審議しておるところでありますけれども、３月２日の参議院予算委員会質疑において、帯状疱疹ワクチン接種の実施について、公明党の議員から質問がありました。その回答も、厚生労働省の審議会における審議の結果を踏まえ検討しますとのことでありました。

弥彦村の対象者が4,300人と言われますが、補助自治体の初年度実施者は１％程度です。弥彦村でいえば43人程度、半額補助でも１万円補助で２回接種になりますので86万円。子宮頸がんワクチンのＨＰＶの３回接種に比べれば、２価と４価が３回接種になりますけれども、高い金額ではないと思います。村民に情報提供をしていくことで接種率が上がっていくことになれば幸いだと思っております。まずは年金生活の65歳以上の人への補助を検討していただけないでしょうか。

○議長（安達丈夫議員）　村長。

○村長（本間芳之）　ご提案の件につきましては、慎重に考えて検討してまいりたいというふうに思っておりますので、改めてご報告申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（安達丈夫議員）　花井議員。

○２番（花井譲温議員）　もし検討するということであれば、ワクチン製造会社の非営利行政担当者に情報提供をお願いすることもできますが、いかがでしょうか。

○議長（安達丈夫議員）　村長。

○村長（本間芳之）　その件につきましても検討し、しかるべきときにご連絡をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（安達丈夫議員）　花井議員。

○２番（花井譲温議員）　新型コロナと診断された50歳以上の患者さんは、診断後６か月以内に帯状疱疹にかかるリスクが新型コロナと診断されなかった対象群と比較して15％高かったとのデータもあります。帯状疱疹の直接医療費が１人当たり約６万2,000円、帯状疱疹後、神経痛が残存する場合、12万7,000円の治療費がかかると推計されています。ワクチン接種ができれば、国民健康保険の改善に寄与できるとも思います。早期実施についてよろしくお願いいたします。

では、２件目、随意契約について再質問をさせていただきます。

地方自治法施行令で一定金額以下の契約は随意契約で行うことが認められていますが、契約情報の公表では、金額以外の理由で契約を締結した随意契約を公表対象としています。地方自治法施行令第167条の２第１項第２号から第９号までに該当するもの、ただし支出情報については、全ての情報を公表対象としています。燕市、新潟市、長岡市のホームページでは公表されています。弥彦村のホームページでは随意契約についての公開はされていなかったと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安達丈夫議員）　村長。

○村長（本間芳之）　担当部長よりご報告いたします。

○総務部長（志田　馨）　花井議員のおっしゃるとおり、情報公開は、今段階ではしてございません。公表のほうはしてございません。

○２番（花井譲温議員）　公表を検討しているのであれば、今後は随意契約の前にホームページで等で公表されるというようなことを先ほど言われましたけれども、随意契約の前に公表するのか、契約後に公表するのか教えていただければ。

○議長（安達丈夫議員）　村長。

○村長（本間芳之）　担当部長よりご報告いたします。

○総務部長（志田　馨）　今のところ、契約後にホームページ等で公開、公表することを考えております。

○議長（安達丈夫議員）　花井議員。

○２番（花井譲温議員）　ありがとうございます。随意契約の前に公表するのであればスピーディーさに欠けることになると懸念して心配したんですけれども、それでは次のほうに行きます。

同じく村長の公約の30で、民間有識者を交えた弥彦村入札制度審議会を新たに立ち上げますと約束されています。民間有識者とはどのような方を考えていらっしゃるか、もしお聞かせ願えればお願いいたします。

○議長（安達丈夫議員）　村長。

○村長（本間芳之）　まさに、様々な分野の知見を持った方々にご意見を聞くということでございますので、今、名前とかはまだ具体的にはなっておりませんけれども、そういう考え方でやっていきたいというふうに考えております。

○議長（安達丈夫議員）　花井議員。

○２番（花井譲温議員）　ありがとうございます。

人選によっては、老婆心ながら談合の温床にならないか危惧します。くれぐれも人選についてはご配慮をお願いいたしたいと思います。

質問ナンバー３の再質問です。

枝豆の食味品質を保つには、収穫後３時間以内に10℃以下に冷却、管理することが重要と言われています。農業振興課長の答弁では、積算温度が200℃を超えると食味が落ちるとのこと。氷感冷蔵を行うのはよいと思いますが、収穫を早朝に行い、収穫、集荷直後の低温管理及び流通における氷感温度管理が品質保持の重要なポイントだと思います。氷感コールドチェーン、低温に保つ物流方式の確保、関西圏への運搬、氷感温度管理によるスーパーでの販売は可能とお考えでしょうか。

○議長（安達丈夫議員）　農業振興課長。

○農業振興課長（鈴木光英）　今現在、弥彦の枝豆共同選果場で収穫されたものを一時５度で保管しまして、そしてそれから洗浄、選果、そして袋詰めという工程を経まして、そして出来上がった製品が、また５℃でＪＡの保管庫に１回予冷をされて、そして常温で流通のほうに回っております。それに対して、ご指摘の氷点下冷蔵システムにつきましては、零℃以下で保管のほうを行います。荷受けした段階、生産者から選果場に持ち込まれた段階では、今のもので５℃という温度帯になるんですけれども、出来上がった袋詰めした製品につきましては、零℃以下の保存になりますので、そういった点では、鮮度、それから品質の傷みというのは大変に劣化が少なくなるかなというふうに想定しております。

問題はこちらの生産地から消費地に向けての流通な訳でありますけれども、今のところはまだ確定ではございませんが、その氷点下冷蔵のシステムの装置を積載したトラック、そちらのほうがある運送会社で導入の今予定になっております。

ただ、これからこれは課題といいましょうか、検討しなきゃいけないのが、そのトラックが通常便と比べてどの程度輸送費が高くなっていくのか。そういったのもしっかりと検証しませんと飛びつく訳にはいかないかなというふうに考えております。そちらのほうは、先ほど申し上げましたが、今年度中に流通の部分を含めて、しっかりと試験した上で検討を進めていきたいなというふうに思っております。

消費地に着いてから、今度はスーパーマーケットとか量販店、そちらのほうにつきましては、システムを導入している店舗もあるようなんですけれども、こちらのほうから導入している店舗に納品できるかどうか、これについてはまだ未確定な部分が多いので、何とも言えないというところでございます。

以上です。

○議長（安達丈夫議員）　花井議員。

○２番（花井譲温議員）　まだ実証すらもできていない段階ですが、冷凍設備導入と比べどちらにメリットがあるか、もし私見でもいいですけれども、教えていただければ。お願いいたします。

○議長（安達丈夫議員）　農業振興課長。

○農業振興課長（鈴木光英）　まず、冷凍加工施設とこの氷点下冷蔵システムと、どこがまず決定的に違うかといいますと、冷凍加工施設の場合でありますと、建屋から中身の機械類一式を新たに建設するなり、整備するなりの必要がございます。ですから、先ほど言いましたように、８億とも10億とも、多額の費用を要する訳であります。

この氷点下冷蔵システムにつきましては、既存の保管庫なり、予冷庫、そういったものを活用する、そのまま建物を、それから設備が活用できます。新たに温度帯を下げる装置、それと凍らせない装置、これを整備する必要がありますけれども、費用的には恐らく相当圧縮できるものと思っております。本来であればこの議会に間に合うように見積りを取りたかったんですけれども、メーカーのほうには、１週間ほど前、一応見積りを出してくれと言っておるんですが、なかなか出てきませんで、10日頃に出るような予定になっております。

○議長（安達丈夫議員）　花井議員。

○２番（花井譲温議員）　ありがとうございます、実証の確認ができたら教えてください。

これで質問を終わります。

○議長（安達丈夫議員）　以上で、花井譲温議員の質問を終わります。

休憩いたします。

（午後　０時１５分）

○議長（安達丈夫議員）　再開いたします。

一般質問を再開いたします。

（午後　１時３０分）

◇　柏　木　文　男　議員

○議長（安達丈夫議員）　それでは、柏木文男議員の質問を許します。

７番、柏木文男議員。

○７番（柏木文男議員）　村営住宅に入所する保証人変更をで村長に質問をいたします。

新聞報道で、次のような記事が掲載されていました。国土交通省は、2018年、全国の自治体に

対して、公営住宅保証人規定の削除などの見直しを求める通知を出しております。低所得者向けの公営住宅を管理する自治体の７割超が、入居の際に保証人を求める規定を条例などに残し、国交省のまとめで分かりました。身寄りのない単身高齢者の増加などを受け、国交省は自治体に対して、保証人規定を削除するよう求めていますが、見直しは進んでおりませんという報道がなされました。

弥彦村も村内７か所に村営住宅が建設され、入居されております。

公営住宅の入所要件は、自治体が条例を定めており、保証人は入居者が家賃の滞納を防ぐ目的で設けられております。全国1,668自治体の条例で、保証人規定の有無の調査で、あり76.6％、なしが23.4％の調査結果が出ております。

公営住宅の運営については、事業主体の判断に委ねられておりますが、近年、身寄りのない単身高齢者が増加していることを踏まえると、今後、公営住宅の入居に対して、保証人の確保が困難になることが懸念されております。

また、電気、ガス料金の高騰、物価高騰により、生活に困窮している入居を希望する人が増えると見て、規定の見直しに動いた自治体もございます。

住宅に困窮する低所得者への住宅提供という公営住宅の目的を踏まえると、保証人を確保できないために入所できないといった事態が生じないようにしていくことが必要であり、保証人の確保を公営住宅の入所に際しての前提とすることから、国交省通知のとおり転換すべきであると考えております。

新潟県内の公営住宅の条例を調査させていただきました。30市町村で28自治体が保証人制度を条例に明記され、新潟市、上越市の２市が条例から保証人の削除を行っておりました。保証人の代わりに緊急連絡人に条例改正を行っておりました。

公営住宅に対して、次の質問を行います。

①弥彦村村内に７か所41戸の村営住宅が現存しております。現在の入所状況と家族構成をお聞きします。建設団地別でお願いいたします。

②現在、村営住宅利用者で家賃滞納者はおりますでしょうか。

③村営住宅に入所申込みを行い、保証人が確保できなく、辞退者がありましたでしょうか。

④国交省通知により、保証人をやめ、緊急連絡人に変更してはいかがでしょうか。

以上４点をお願いいたします。

○議長（安達丈夫議員）　それでは答弁を求めます。

村長。

○村長（本間芳之）　それでは、柏木議員のご質問にお答えをいたします。

１番目のご質問である村営住宅の入居状況につきましてですが、家族構成につきましては、入居者のプライバシーに関わるため、答弁は差し控えさせていただきます。

弥彦大石原団地では８戸中１戸が入居中、二松第１団地は５戸中４戸が入居中、二松第２団地は５戸中４戸が入居中、矢作第１団地は７戸中全て入居中、矢作第２団地は６戸中５戸が入居中、

矢作第３団地は４戸中３戸が入居中、矢作塚田団地では６戸中５戸が入居中となっております。

２番目のご質問につきまして、今年度の支払いが２か月遅れていらっしゃる入居者がいらっしゃいます。

３番目のご質問につきましては、平成21年度に１件の事例がありました。

４番目のご質問につきましては、国土交通省からは入居に係る保証人の取扱いについて転換を求められているものの、現在のところ、新潟県を含め多くの県内市町村が保証人を必要としている状況であります。また、弥彦村村営住宅条例第12条第３項では、「村長は、特別の事情があると認める者に対して、保証人の連署を必要としない」と免除特例を設け、保証人がいない場合でも入居できるように配慮を現在しております。現在、保証人がいない入居者もいます。

このような状況を踏まえ、保証人の廃止は、新潟県や他の県内市町村の動向を注視して、情報収集に努めながら十分検討し、今後、判断いたしていきます。

以上で答弁を終わります。

○議長（安達丈夫議員）　柏木議員。

○７番（柏木文男議員）　大変ありがとうございます。

この７団地がありまして、弥彦のところが１名しか入っていない。その団地も一番古くて、弥彦村で初めての村営住宅という形であります。

私も、こう見ておりますと、去年まではたしか３世帯ぐらいだと思うんですけれども、現在は１世帯というのは分かっております。そこも非常に古くて、１年ぐらい前でしょうか、議員全員で村営住宅の関係のところ、弥彦と矢作関係見させてもらって、事情は分かっております。

そういう中で、一番古くなった弥彦の大石原団地は、私はやはり撤去をするなりしていただければいいかな。この入所者の方の意思もありますので、こう見ますと、空いているところが見られますので、お話をして、撤去をしていただければ、経費も私はかからないと思いますので、そういう中では、地道に努力していただきたいなと思っております。

２番目の家賃滞納者、２か月、１件という形が村長から答弁がありました。

この金額が大きくなると、やはり滞納で納められなくなる人が出てくると思いますので、是非早めに担当者が赴きまして、納入の催促、お話をした中で、是非お願いをしたいと思っております。今のところ２か月ですので、そんな金額かさばらないと思うんですけれども、これが１年分になったり２年分になったりすると大変になりますので、お願いをしたいと思っております。

３番目の保証人の辞退は、21年に１件あったと。私も担当していまして、転入した人がちょうど来まして、保証人がいないんだと、いや、それで私もまたばかでしたので、分かりました、私が保証人になりますという形で、お二人の人から、家族でしたけれども、入っていただきました。その人ももう10年以上前だったでしょうか、転出をされましたけれども、やはり、その保証人になると、どうしてもいない人が出てくるというのは、辞退と。今回、先ほど４番目のところで変更、保証人の配慮もできるというような形があります、村長から言われました。この保証人制度がやはり私一番重要じゃないかなと思っております。

国交省のも、やはりお年寄りが転入してくると、初めての人でどうしても保証人が取れないという形がありますので、もしくは、村のほうでその配慮ができるのであれば、すぐ条例改正をできるかなと思っておりますので、是非、これを庁内の中でまた議論していただきまして、お願いをしたいなというふうに考えております。

それと、弥彦村の関係で、先ほど弥彦の大石原が一番古いと言いました。公営住宅の長寿計画というのがあるんです。それが平成26年３月にできております。そういう中で、耐火構造とか木造とかという中で、昭和53年から55年にかけて、この建物が弥彦村できております。これを見ると、古くなっているんですけれども、この計画では、平成25年から平成39年、令和９年ですね、これまでにある程度長期計画に基づいて、直していこうというのがあるんです。

それが、多分、私は、１件もやっていないような気がいたしますが、これ担当課長じゃないと分かりませんので、担当課長から答弁をお願いしたいと思っております。

実際にこの14棟あったやつで、実際にやったのかというのを是非お聞きしたいなと思っております。

あと、やはり耐用年数がもう過ぎていますので、見ると老朽化も非常に進んでいるところがあります。それもある程度、先ほど言いましたように、取り壊しなり、また、修繕ができるのであれば、改修をして新しくしていただければいいと思っていますので、どのように考えているか、ちょっとお願いをしたいと思います。

そして、私は、村長が言われる人口減少、非常に大きな問題、各町村とも大きな問題ですので、やはり若い人から転入してもらいたいなと私は思っております。そうすれば、お二人だけ夫婦で、若いカップルが来て子供さんが生まれれば、それに基づいて、また人口増えてきますので、人口対策として、是非、今の公営住宅もありますけれども、公営住宅の建設も考えてもらいたいなというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（安達丈夫議員）　村長。

○村長（本間芳之）　柏木議員のご質問にお答えいたします。

まさに、私としては、村営住宅も含めた住宅整備事業を全体でやっぱり考えていかなければならないというふうに思っております。村営住宅を新たにリフォームするのか、新たに建築するのか、これはしっかりと議論をしながらやっていきたいというふうに考えております。

まさに、住みたい弥彦、そういう弥彦を目指していくためには、村営住宅というのは必要だとは思いますが、現状のままでは若干古くなってきたというのも事実ですので、それを含めて議論を深化させていきたいと思います。

あとは、建設企業課長から回答させていただきます。

○議長（安達丈夫議員）　建設企業課長。

○建設企業課長（丸山栄一）　こちらの長寿命化計画なんですけれども、予算の確保も必要でありましたので、大規模改修については計画どおり進んでおりませんでした。

今現在では、経年劣化に伴う維持修繕を行っている段階であります。

以上です。

○議長（安達丈夫議員）　柏木議員。

○７番（柏木文男議員）　課長に聞きますが、大規模改修はできなかったけれども、改修がある程度進んだと、何か所ぐらいやったか分かりますか。課長が来る前から多分やった可能性もありますけれども、お願いしたいと思います。

○議長（安達丈夫議員）　建設企業課長。

○建設企業課長（丸山栄一）　随時、予算の範囲内で、軽微な修繕やっております。数字まではちょっと把握してないんですけれども、軽微な修繕を毎年毎年行っている状況であります。

○議長（安達丈夫議員）　柏木議員。

○７番（柏木文男議員）　村長、ちょっと言われましたもの、新築並びにリフォームというような感じがあります。新築ですと、国の補助金、県の補助金をもらったほうが私は有利だと思っておりますので、それで、やはり村営住宅を建てようとしたときに、急に持っていっても、県のほう受け付けませんので、ある程度計画を練って、住宅の関係の、ちょっと言葉忘れましたけれども、振興局と協議をして、今度県のほうに出せば、ある程度補助金の対応もしてくれると思っておりますので、是非それもしたほうが、私はいいなというふうに考えております。

最後になりますけれども、先ほど言いましたように、村のほうで保証人の配慮をするという形が出てきておりますので、是非、その軸をほとんど変わらないと思うんですよ。そういう中で、是非お願いをしたいと思っておりますし、上越市に私、担当と聞きました。その中で、やはり滞納する人がいるんだそうですけれども、やはり早め早めの対応をしていると。そして、万が一、独り暮らしの人ですと、その保証人じゃなくて今連絡人になっていますので、じゃあどうするんですかというような話をさせてもらいましたら、その関係では減免申請があるので、それで対処しているというような形がありました。

それで、施行規則の罰則があったんですけれども、市から転入者への連絡が困難である場合において入居者との連絡は取れる人ですというのが、その項目に入っておりましたし、そして入居者に対する不安の確認等緊急の連絡において協力する人ができる人がいいですよという形がありましたし、もう１点は、家賃及び駐車場の使用料の滞納があるときは、納付書の督促をすることができる、連絡人に頼んで、その人から言ってもらうという形のものが上越市に載っておりました。

やはり、ただ単に保証人を外すんじゃなくして、連絡人がきっちりして、その保証人の代わりになるようなことがここに載っておりましたので、参考までに、またお願いをしたいと思っております。

是非とも、何度も、３回目も言うようですけれども、本当に条例改正ができるような状態は、私は見ておりますので、是非改正のお願いをして、質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（安達丈夫議員）　これで柏木文夫議員の質問を終わります。

◇　小　熊　　正　議員

○議長（安達丈夫議員）　続いて、小熊正議員の質問を許します。

８番、小熊正議員。

○８番（小熊　正議員）　それでは、通告によりまして、観光についてと美術館について、村長、教育長にお尋ねいたします。

村長は、「『弥彦村民憲章』を原点に、村民“ゆうわ”を第一に！」、35の約束を村政に取り組まれますが、事業の中にはすぐ実施可能なものだけではなく、時間も必要とするものも多く、どの約束も大事な事業であると思われます。そこで、確実に執行をされますようお願いいたします。

また、35の約束の中の一つである弥彦観光についてお尋ねいたします。

弥彦の産業と観光をアップデートし、商業、工業、観光が一体となって、工場の祭典など新しい形をつくるとありますが、具体的にどのような内容であるのか、お尋ねいたします。

２、観光地として、誘客並びに周遊性を向上させるための越後一宮彌彦神社の門前町の再開発の内容をお尋ねいたします。

２番目といたしまして、美術館について尋ねいたします。

先般、第２回文化芸術振興審議会が開催され、令和５年度の事業計画の中で、弥彦の丘の美術館の運営が令和６年度以降厳しくなるとの説明がありましたが、弥彦を描く公募展は20回目を迎え、応募者数2,695人で、日本画と洋画の作品を展示開催し、多くの方々が来館し、観光関係にも、大きく貢献されたと思われます。

そこで、今後も継続のお考えをお尋ねいたします。

以上であります。

○議長（安達丈夫議員）　それでは答弁を求めます。

村長。

○村長（本間芳之）　それでは、小熊議員のご質問にお答えいたします。

１つ目の観光については、最初のこれからの新しい形をつくることの内容についてですが、弥彦村には、工業、商業、観光、農業と様々な産業があります。それぞれの産業と行政が一体となり、更なる発展を目指すものであります。まずは、燕三条工場の祭典への参加など、いろいろな形で連携を考えております。

続いて、越後一宮彌彦神社の門前町の再開発についてですが、近年、弥彦の観光は若い層の観光客が増え、まち歩きが多くなってきております。安心安全にまちを歩いていただけるよう、神社前の通りの整備を考えております。また、閑散期には、観光協会や商工会の各部会と連携しながら、神社前通りを利用した催しや、おもてなし広場やホール周辺での各種イベントなどを定期的に開催することで、新たな観光客の呼び込みに取り組んでいきたいと思っております。

更に、弥彦の魅力を発信することで、新たな事業者から弥彦に興味を持ってもらえるように刺

激し、新規店舗の出店や空き家の利活用などを進めていきたいと考えております。

これらのことは今すぐできるものでありませんが、関係各位と連携し、十分な協議をしながら、重ねながら、複数年で取り組んでまいりたいと思っております。

以上で、１つ目の質問について答弁を終わります。

続いて、２つ目の美術館については、教育長より答弁をさせていただきます。

○議長（安達丈夫議員）　教育長。

○教育長（林　順一）　それでは、ご質問のありました、美術館についてということで、弥彦を描く公募展の今後の継続についてのご質問にお答えしたいと思います。

議員ご指摘のとおり、弥彦を描く公募展につきましては、今年度、令和４年度でありますけれども、20回という節目を迎えました。令和５年度には21回目の開催を現在計画しております。

議員ご指摘のとおり、公募展につきましては、これまで毎年開催されてきて、日本画と洋画部門にたくさんの方々から出品いただくとともに、秋の弥彦観光の風物詩ともなり、展示期間中は大変多くの方々からご覧いただいております。

しかし、その一方で、出品者の高齢化が進み、年々出品数が減少傾向にありますし、来館者の高齢化も進んでおります。したがって、今後の弥彦を描く公募展や、更に美術館の企画展については、若い年齢層の参加を高めるなど、新たな魅力づくりが必要であると考えております。

そこで、来年度予算には、美術館運営に関わる会計年度任用職員１名の配置に必要な予算を新たに計上させていただきました。令和６年度以降の弥彦を描く公募展については、新たな魅力づくりを追加し、継続に向け、検討したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（安達丈夫議員）　小熊議員。

○８番（小熊　正議員）　どうもありがとうございます。

村長は、今ほど言われましたように、工場の祭典等は、弥彦村だけの問題じゃなく、やはり近隣の工場、いろんな皆様から見ていただけるような企業もございます。そういうところの方々等のタイアップで弥彦に来られる観光客の方に、この近隣のところにはこういう品物、製品を製造されているところがありますというようないろんな方との取組で、ＰＲができるのではないかなと思っておりますので、弥彦村だけじゃなく、近隣のそういういろんな企業等のタイアップをお願いしたいなと思っております。

また、それから、今ほど、答弁の中に、門前町の開発等ございましたが、小林前村長も弥彦に観光客が来ていただいて、にぎわいが必要だということで、弥彦村、弥彦グランドホテルの跡地におもてなし広場を建設され、今日まで来ている訳ですが、観光客は前から見ますと、まず非常ににぎわいがすごくにぎわっている状況であるかと思われます。

そんな中、大体、にぎわいをつくる施設、取組については、ある程度、そういう目標では達成されたのではないかなと私は思っております。

それで、今後は、先ほど村長言われますように、一の鳥居から駅までの間の通りをどのように

するかというのが今後の事業の進め方ではないかなと思っております。

例えば、道中には空き家がございます。また、景観が今少し、このようにしたらいいじゃないかというようなところも見られます。そういうようなことをやることによって、おもてなし広場でも休んでもらう人たちが、また歩いて駅前まで、または神社までというようなことを探索されると思われます。

そんな中、今、各旅館、ホテル等も、宿泊客だけを相手にするのじゃなく、昼間、弥彦に来ていただいた方に食事を提供したり、またはスイーツを、独自のそういうものでおもてなしをされている、ホテル、旅館等もございます。

いろんな、各その通りに関係する方々は独自に取り組んでいる訳ですので、その辺、来た方がゆっくりと散策できるような、弥彦村は駅前から神社のほうまで来るにはかなりの急勾配の坂になっている訳で、この辺で桜を見ながら休みたいと思っている方もいると思うんですが、そういうような休めるところとか、通りのところにちょこっとしたような、そういうものもこれからやはり観光客の中でも、高齢者の方が非常に多くなっている訳でありますので、何かそういう方の来やすい、また歩いていただける、そういうような取組も必要ではないかなと思っております。

それと、教育長の特に言われますように、美術館と弥彦を描く会、それ、教育課だけですと、非常に展示するのから職員の手配、いろんな経費の面からすると相当大変だと思われますので、その辺も含めた観光課とのタイアップ、取組によって、弥彦村には美術館、コミュニティセンター、ヤホールがそういう美術品の展示する施設だと思っております。そのほかに、神社内の中にある宝物殿、また、昨年非常にリニューアルされてきれいになった競輪場内のセダーハウス、その辺を美術館に来て、見ていただいて、歩いてセダーハウスの中に、見ていただいて、休むなり、で、神社の宝物殿を見て、それから、ヤホールまでに来る間に、空き家になっている、空き家の入り口とか、前を、そういう美術館に展示してもらえるような通りに面し、そうすると、非常にそういうものを見に来る方が描く会だけで、60歳、70歳以上の方が、非常に、それも女性の方、非常に多く来ていただいていますので、そういう方は、女性の方はゆっくりといろんなところを見ながら、休んで食べて、そういう感じで来られる方が非常に多くなると思われます。

そういう取組を教育課だけで、美術作品を美術館に展示するんじゃなくて、いろんな弥彦を描く会の方の作品をいろんなところに展示したり、また、子供たちの作品を道中のところに展示していただく。そうすることによってその観光シーズンだけじゃなくて、年間通して一番来ていただきたいという時期にそういうものをやることによって、観光客の方も分散されるというか、そういう部分にもつながるのではないか。またホテル、旅館の方々も来てくれるような人がいれば、またいろんな取組にもつながるかと思われます。

もし、車を美術館に停めて歩いてこられたら、最後は、駅前辺りから運転する方をまた送って、車のところまで送ってくれるような、そういうサービスをやることによって、無理に歩いて疲れるようなこともない。大勢の方が利用できるのではないかなと思っておりますが、その辺の考え、聞かせていただきたいんですけれども。

○議長（安達丈夫議員）　村長。

○村長（本間芳之）　小熊議員のご提案でございますけれども、大変参考にさせていただきつつ、全体の門前町のにぎわいを取り戻すべく、いろんな方々の協力を得ながら、新しいイベントをつくっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（安達丈夫議員）　小熊議員。

○８番（小熊　正議員）　取組によっては、もういろんな方向性があろう考えられますし、また、日本現代工芸美術展に参加されるような方々の作品も美術館などに展示され、また県展にも弥彦村の方々が年間五、六名の方が大体入選されております。

そのような方々も、入選したものを自分の自宅にだけ飾っておくんじゃなくて、どこかにやっぱり飾ってもらいたいと思う方もおられます。

それと、やはり時間と経費がかかるものですから、作品を製作するに当たって、そうすると、少しでも経費の足しになるような、そういうものを即売できる場所、例えばヤホールに、そういう作品を展示即売できるようなことにつなげていただければ、趣味と実益も兼ねるのか、そういうことで、観光客の方にも喜んでいただける取組ではないかなと思っております。

これだけのことをやるには、非常に、ボランティアだけでは無理な部分もあるかと思われますけれども、そういうところをこれから、商工会がいいかというふうに思います。商工会の会員は、今、どこでも交流という異業者交流というのが行われておりますが、そういう異業種交流の方々が商工会の会員にいる訳ですので、そういう方々と一緒になって、これを弥彦村の中にそういう芸術の場を設けるようのことをされることによって、観光の面にも大きく貢献できるのではないかなと思っております。

その辺、教育課だけじゃなく、観光課だけじゃなく、いろんな人たちと一緒になって、観光に向けた取組をやっていただきたいなと思っておりますが、その辺、まず教育課のほうとしてもそういうことは可能でしょうか、どうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（安達丈夫議員）　教育長。

○教育長（林　順一）　小熊議員の言われること、非常に全体的には弥彦村の一つの、目指す一つの方向として、活性化の人でもすばらしいなと思って聞いておりました。

教育課のほうでも、昨年でしょうか、地域の観光というか、文化財のマップを作りました。

いわゆる文化財等含めて、まち歩きマップのような形でもって活用ができるような取組をしましたし、かつては、私が来て何回か体験しているんですけれども、野外アートということで、取組もいわゆる文化会館上の、階段のところを活用して、霜鳥さんという方が中心になってやられました。すごいなと思いながら、そのときの中で旅館組合なんかと連携して、旅館の中にもその作品を飾ってということで、村全体としてつながるような形の取組にも、発展させようということで、取組もされたというふうに聞いていますので、実績はあるんじゃないかなというふうに思っています。

ほかの全国のまた、私、旅の中での話をすると、やっぱりこう、例えば、灯りアートとかなんかいうことで、もう、地域全体を灯しながら、美術展的にも価値のあるものをやりながら灯明的な形でもって、観光客を楽しませるような実践も見たことがありますし、いろんな、特に弥彦村だからこそ可能な、要するに文化といわゆる美術作品との関連づけた取組というのは可能なんじゃないかなと思っています。

それについて、議員ご指摘のとおり、やっぱり教育課のみということはとても難しい段階ですので、これはそれこそ行政だけでなくて、村の方々と、今の弥彦村の公民館のほうで地域づくり交流会というのは何とかもう７回、８回ぐらいやっていますけれども、そのようにしながらもそこにもっともっと参加運動を増やしながら、一つのそういうテーマでやりながら、それぞれがどんなことができるかってあたりで考えるような、行政と地域と一体となったような取組も一つ、考えられるかなというふうに思って聞いておりました。

財産がいっぱいある弥彦ですので、そこをどう活用するかは、本当に魅力あるものになるんじゃないかなというふうに思って聞いておりました。

以上ですが。

○議長（安達丈夫議員）　小熊議員。

○８番（小熊　正議員）　そのような取組をすることによって、例えば弥彦を描く会との今後の継続ができるのではないかなと思っております。

そういう意味では、教育課の方々だけにお願いするものじゃなくて、先ほど申しましたように観光課、商工会といろんな人達から、そういう美術的な取組、または協力をお願いして、弥彦の観光につながるような取組をしていただけることによって、今後も描く会の継続、これは、是非中止じゃなくて継続していただきたいとお願いしまして、質問を終わらせていただきます。

是非お願いしたいと思います。

ありがとうございます。

○議長（安達丈夫議員）　これで、小熊正議員の質問を終わります。

ここでしばらく、休憩といたします。

再開は14時30分といたします。

（午後　２時１６分）

○議長（安達丈夫議員）　一般質問を再開いたします。

（午後　２時３０分）

◇　古　川　七　郎　議員

○議長（安達丈夫議員）　それでは、古川七郎議員の質問を許します。

５番、古川七郎議員。

○５番（古川七郎議員）　質問させていただきます。

その前に、このたびの村長選で、本間村長、当選おめでとうございます。頑張ってください。

通告に従いまして質問させていただきます。

１番、本間村長、今後の村政運営について。２番、競輪特別会計について、そのうちの①、今後、競輪特別会計監査を行うべきと考えるが、村長はいかがお考えか。②８億円から10億円の自主財源の使い道、使い方、これをどのように考えているのか。３番、枝豆事業について、急速冷凍設備の建設なしでは、枝豆事業の継続は考えられないが、販売等も含めてどのようにお考えなのかお聞かせ願いたいと思います。４番、村長選について。公平・公正の村づくり、35の提議について質問させてもらいます。

１番、村長選を振り返りますと、いろいろなことがありました。あなたは35の公約を掲げました。その公約の内容は、非常に多岐にわたっています。末尾には、検討します、目指します、進めます、など、財政的な裏づけ等についてほとんど記載がありませんでした。説明ができるものであれば、具体的にお聞かせください。私には、夢物語のお話にしか見えないものが箇条書きに書かれているようにしか思いません。私の老婆心、思い過ごしならばよいのですが。

弥彦村は、農業と観光が基幹産業であり、「稼ぐ農業」とは一体どのようなものか。「門前町の再開発」とはいかなるものか。具体的に一切語られておりません。公約の多くは、前小林豊彦村長２期８年の実績です。前村長は、前代未聞というほど他町村ではまねができない施策、事業を実現し、多くの実績を上げられてきました。前村長は、先見性のある政策を10年後、20年後、30年後の先を見据えて行い実現してきました。その政策が後戻りすることはできません。停滞することもできません。あなたの公約を読んだ限り、新鮮味に欠け、果たして実現できるか否か大きな疑問を私は持っております。今後、この公約の実現に、優先順位をどのようにつけ、具体的に財政的裏づけをどう担保するのか。多くの村民が注視して、固唾をのんで見ております。

それから、多くの委員会をつくり皆さんの意見を聞きながら進めるとありますが、そんなに多くの委員会をつくる必要が果たしてあるのでしょうか。村長のリーダーショップはどのように発揮されるのですか。委員会のメンバーはどのように選ぶのか。ともすると、談合の温床になる懸念があります。どう委員会の意見をまとめ、村政に反映していくのかをお聞かせください。

最後のジャッジは村長がする。それは当然です。全責任はあなたの双肩にかかっています。願わくば、そのジャッジは一部の利益団体のためでなく、全村民のためということは当然なことです。情報公開はどのようにされるのか。情報公開があって初めて公正、公平が担保されます。なぜ私が、そこまでお聞きするかは、大谷村政の時代、それを支えた方々があなたの支持者に多くいるという現実があるということです。私は、大変危惧しております。あなたは、村民のための政策を推し進めていただけるものと期待しております。

２番目、競輪特別会計について、年間８億円から10億円以上にも上る巨額の自主財源の使い道、使い方の原則を決めること。いいかげんにしておくと村の存続を危険にさらします。この巨額の自主財源の分配、使い道の原理原則をどのようにお考えかお聞きします。

令和２年11月、個別外部監査の結果が報告されました。しかし、詳細な内容は公表されません

でした。なぜ公表しなかったか。それは、公表すれば弥彦競輪事業が継続することができなくなるおそれがあったからだと、私は思っております。私は、今後競輪事業においては毎年特別会計監査を行い、その結果を公表することが、自主財源を有効に正しく使うための一丁目一番地と考えます。あなたはどのように考えますか。

競輪の外部監査を実施するのか否か。その結果をどのように公表するのか。

また、最も大事な使い道の原理原則をどのように決めるのか。誰が見ても納得がいく方法を示してください。

３番、枝豆事業について。

弥彦村の基幹産業は観光と農業を歴代村長も重要視してきました。前村長は、枝豆生産農家の労働力の負担軽減と農業の振興として、令和３年９月に弥彦村枝豆共同選果場、大型の枝豆収穫コンバインを導入しました。今後、あなたは枝豆事業の継続を行うのか否かお答えください。

もうかる農業、自立した農業を考えるなら、他の産地と差別化し販路開拓する必要があります。その核となる急速冷凍設備を建設することなしには、この先は私としては考えられない。事業の継続、自力の販路の拡大をどのように考えているのかお伺いします。

村長選について。

それでは、次に個々の村長選を振り返って疑問に感じたことなどについてお聞きします。あなたの支持者が書かれたと思われる「これでよいのか弥彦村」「六地蔵議会新報」など35の公約についてです。公平・公正な村づくりとはいかなるものかお答え願います。

以上です。

○議長（安達丈夫議員）　答弁を求めます。

村長。

○村長（本間芳之）　それでは、古川議員のご質問にお答えいたします。

１つ目の今後の村政運営についてですが、私は、弥彦村民憲章を原点に５つの柱、そして35の約束を掲げ、当選させていただきました。

就任後、35の約束の実現に向け財政担当と相談し、一部ではありますが、来年度当初予算に反映させていただいております。

今後も、あらゆる財源の確保を図りながら、任期中に全ての約束への着手ができるよう進めてまいります。

また、議員の懸念されております各種委員会につきましては、村民や様々な分野の有識者など、場合によっては子供たちも含めた幅広い第三者の意見を聞くことによって、それぞれの委員会の趣旨に沿った議論ができるものと考えております。

２つ目の、競輪特別会計についてのうち、まずは、競輪の外部監査を実施するのか否か、その結果をどのように公開するのかについてお答えいたします。

現在、税理士である代表監査委員と、議員より選出された監査委員によって、弥彦村監査基準に基づき月に１回の例月出納検査が行われております。

また、半年ごとに定期監査、決算審査も行われておりますので、１年間で合計14回の監査が実施されており、その結果については議会においても報告されております。

定期的に行っている監査のほかに、個別外部監査を実施する必要があるとの判断を議会等が行い、そのような求めがあるのであれば、適切な時期に適切に行うことがふさわしいと考えております。

続いて、最も大事な使い道の原理原則をどのように決めるのかについてですが、競輪事業特別会計から一般会計への繰出金は、弥彦村の財政にとって大きな財源となっていることは皆様ご承知のことと思います。

しかしながら、競輪事業の売上げ動向を、この先中長期的に見たとき、一般会計への繰出金を恒久化することには懸念があります。

現在は、大変好調な状態が続いておりますが、この状態が今後いつまで継続するかは推測が大変困難であり、不透明ですので、恒久的に一般会計へ繰り出すことは適切ではないと判断いたします。

そこで、使い道といたしましては、競輪事業において施設の修繕等運営上必要な予算、基金への積立て、子育て支援、高齢者福祉、文化活動、スポーツ振興等の弥彦村が取り組んでいる事業のための基金化、災害等の不測の事態に備えた基金への積立て等、競輪収益に見合った一般会計への繰出金というように、今後安定的に運用していくためにも繰出金の額を決めるのではなく、収益の中で調整を行いながら堅実な財源確保が必要であると考えます。

３つ目の枝豆事業についてお答えいたします。

弥彦村の農業は、生産農家の方々の不断の努力と歴代村長のご尽力によって、確実に前進していると感じております。

独自のブランド米である伊彌彦米を創出し、昨年からは国の掲げる、みどりの食料システム戦略に先駆け、伊彌彦米零（ゼロ）の生産にも着手したところであります。

また一方で、もうかる農業の実践をスローガンに掲げ、枝豆の生産振興にもご尽力されたところでもあります。

令和４年の弥彦村における枝豆の生産状況は、前年に比べ栽培面積で13.8ha、平均反収で12.7kg、販売数量でも44ｔ増加し、販売金額もＪＡ取扱高で約3,000万円の増額となりました。

反面、生産農家個々の経営は、８月の価格暴落により大変厳しい状況となりました。

小林前村長が提唱されたもうかる農業を実現するための具体的な方策につきましては、後ほど担当課長からご説明申し上げます。

なお、枝豆冷凍加工施設の建設につきましては、先ほどの本多議員からの質問にお答えさせていただいたとおりですので、割愛させていただきます。

最後に、４つ目の公平・公正の村づくりについてお答えいたします。

初めに申し上げたとおり、私は弥彦村民憲章を原点に掲げております。

輝かしい歴史と伝統を持つこの弥彦村を、一層住みよい郷土とすることが、私の使命であると

考えております。

そのため、前小林村政に敬意を表し、いいものは続け、見直すべきは見直す必要があると思います。

まずは、各種検討委員会等を立ち上げ、活発な議論をすることにより、時間はかかるでしょうが、幅広い意見を集めることができます。

このように、様々な人の意見に耳を傾けることが、活力に満ちた公平・公正な村政につながるものと確信しております。

以上で私の答弁を終わります。

続いて、枝豆事業の詳細については、担当課長から答弁させていただきます。

以上です。

○議長（安達丈夫議員）　農業振興課長。

○農業振興課長（鈴木光英）　農業振興課のほうから、続いてご説明申し上げます。

まず、今後の枝豆事業の継続についてでございます。

弥彦村農業の発展には、現在進めております枝豆の生産振興が最も効果的な手段であろうかというふうに感じております。

反面、これまで進めてまいりました生鮮枝豆の生産拡大、枝豆の加工、それから海外への枝豆輸出、また新会社の創設などにつきましては、同時並行的な取組から、優先順位に基づいて一つ一つの事業を完遂させていく方針に改めたいというふうに考えております。

現在、弥彦村の枝豆振興で最も大きな課題となっておりますのが、生鮮枝豆の有利販売であります。いかにして、生産農家の手取り収入を向上させていくかという点であります。

販売先の主体はＪＡとなっておりますけれども、ほとんどが委託販売になっておりますために、生産者価格は市場の相場に左右され、ともすれば価格の暴落が不安視されるところでございます。

生産農家が安心して枝豆の生産拡大に取り組めるよう、契約栽培による値決め販売を推し進め、農業者の所得増大を実現してまいりたいというふうに考えております。

同時に、弥彦産枝豆の価値を高めていくための方策としまして、昨年から行っております枝豆キャラバン、またＳＮＳを活用しました産地のＰＲ活動、こういったものも継続して行う計画でございます。

そのほかに、枝豆の他産地との差別化をより明確にするために、高品質で良食味な弥彦産枝豆が安定的に生産されますよう、東京農工大によります学術指導も継続して依頼する計画でございます。

昨年は、弥彦村内の枝豆圃場３か所、その土壌分析と弥彦産枝豆の８品種の食味分析を依頼したところでございます。

土壌分析につきましては、不足している肥料成分や物理的な特性、そういったものを明らかにしていただいて、その改善策を提案していただいたところであります。

また、食味の分析につきましては、品種別に糖質、それからアミノ酸類、そういった含有量を

測定しまして、タイ産の枝豆と比較した優位性を示していただいたところであります。

今年度は、提案のありました肥料や土づくり資材、それから土壌改善策を生産現場のほうに反映しまして、一層高品質で良食味な枝豆が安定的に生産されますよう、引き続き学術指導をお願いする計画であります。

更に、東京農工大のほうからもご提案いただいておりますけれども、本大学の学生と弥彦村の生産農家の方々との交流会を開催して、お互いが刺激し合うとともに交流を深め、将来的に弥彦村農業の人材確保にもつなげていければ幸いというふうに考えております。

次に、規格外枝豆の有効活用についてであります。

枝豆生産農家の所得向上を図る上で、規格外枝豆の有効活用も重要な課題であるというふうに認識しております。

今まで、ほとんどが活用されることなく廃棄されておりました規格外枝豆を加工し、これをお金に換えることで、少しでも生産農家の手取り収入になればというふうに考えます。

このたび、外部に委託しておりました薄皮むき機が完成し、ほかにはない加工品の製造が可能となる見込みであります。

当面、薄皮むき機をＯＥＭで生産し、試験的に販売して、市場のニーズを見極めながら加工事業の拡大を検討してまいりたいというふうに考えております。

また一方で、遠距離輸送を可能とします冷凍加工に代わる技術としまして、氷点下冷蔵技術の実証試験に取り組み、味と品質を損なわない保存や輸送が可能であるか否かを検証し、冷凍加工に頼らない独自の流通手段を構築してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（安達丈夫議員）　古川議員。

○５番（古川七郎議員）　枝豆のことは、次に質問します。

まず、競輪のことで村長にお尋ねします。

令和２年11月に、特別外部監査をしました。これはまだ公表はされていないのですよ、村民に対しては。村長、あなたも分かるとおり公表されていないですよね。さっき言ったように、なぜ公表しなかったか、公表したら弥彦村の競輪場は恐らく営業できなくなると思いますよ。そういう判断の下で、前村長は公表しなかった。私はこれは正しいと思いますよ。今あなたはどういうふうに思いますか。公表するのかしないのか。

○議長（安達丈夫議員）　村長。

○村長（本間芳之）　前回の外部監査についての公表についてでございますけれども、これにつきましては、既に一定の方向でご報告がされたと思っております。これから先については、今後また庁内で協議しながら進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（安達丈夫議員）　古川議員。

○５番（古川七郎議員）　これは村民にはまだ公表しないのですよ。していません、これは。だから、私もさっき言ったように、公表したら競輪が恐らく営業できなくなりますよ、私はそう思っ

ている。だから、前の村長の判断は正しいと私は思っています。だから、あなたも公表しないのは、私は正しいと思います。

それで、この監査は永久保存してください。絶対焼却なんかしないでください。これだけ私はお願いします。焼却したらおしまいですよ。永久に金庫の中に眠らせておいてください。そのようにお願いします。

外部監査と、今監査のことを言っていましたが、村で、一般会計、監査したら、これ、意味ないですよ、私に言わせたら。競輪というのは特別なんですよ、これ、監査は。だから、前回の監査した、そこから毎年監査させてください。例えば1,000万円かかったって、10億円だったら１％ですよ。そうじゃないと、また前のようなことになりますよ。私はそのように予想しています。恐らくなるんですよ。だから、毎年特別に、村の監査と別にやってくださいと、私はそれをお願いしている。いかがでしょうか。

○議長（安達丈夫議員）　村長。

○村長（本間芳之）　先ほどもご報告いたしましたように、年14回の監査をやっております。議会が求めれば外部監査についても一定の理解はいたしますけれども、現在のところ、しっかりと監査がなされているものと判断しております。

以上です。

○議長（安達丈夫議員）　古川議員。

○５番（古川七郎議員）　今言ったように、議会が求めたらやると、私は求めますので、とにかくそれをやってください。

それで２番目。これは利益と言ったら怒られるのだけれども、企業じゃないから、もうけと言ったのかな、稼げた額と言ったのかな、恐らく去年も10億円ぐらい出ると思いますよ。私はあなたに提案します。10億円出たら、半分は、今の世の中に合った使い道をしてください。私は提案させてもらいます。脱炭素社会に向かって、弥彦村は日本にない脱炭素社会をつくります。太陽光発電を使えばいいんですよ。今あそこに図書館があって、あの屋根も全部やればいいんですよ。公共のところ、あるいは個人も。俺の頭の中には、年間５億円ずつ使えばいいんですよ。個人に５億円ずつ使って、１つの家庭で100万円ずつ配ったって500個もやれるんですよ。５年やったら25億円。今まで弥彦村の競輪に投下しても25億円ぐらい使いますよ。できるんですよ。日本にない脱炭素社会をつくるべき。これから日本はまだ物すごく厳しくなりますよ。そういう原料の問題、石油であり、電気であり、電気を起こすことによって、これから家庭でもやることによって、電気自動車ができる、一番の問題は蓄電池なんていうの、これを今一生懸命考えている会社がありますから、蓄電池。それが必ずできてきますから、私は今からそういう準備をしてやってもらいたい。このように思いますが、村長、いかがですか。

○議長（安達丈夫議員）　村長。

○村長（本間芳之）　ただいまの古川議員のご提案については、拝聴させていただきました。脱炭素社会に向けていろいろと活動しなければならないということは十分承知しております。一方で、

先ほどもお伝えしたように、競輪事業については、歴代の村長から、あるいは競輪事業の観点から、施設の修繕等、運営上の必要な予算、基金への積立て、子育て支援、高齢者福祉、文化活動、スポーツ資金、様々に弥彦村が取り組んでいるものに対して、事業の基金化、災害等の不測の事態に備えた基金への積立てということでずっと行っておりますので、これについて永遠に利益が担保されている訳ではないので、しっかりとこの辺は慎重に財政運営をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（安達丈夫議員）　古川議員。

○５番（古川七郎議員）　今のことは、非常に私にしては格好いい言葉なんです、格好いい言葉ですよ、そんなこと、私にしてみれば。だから私は、この利益の半分を回せと言っているんです。８億円出ても４億円でしょう。一般財源２億円を超えたって、今あなたが公約して、これ、何個ある、18ぐらい、１ページぐらいはみんなできますよ、あなたが今この35の公約の１ページ目ぐらいは、前の小林村長は、稼いで道筋をつくってくれたんですよ。だから、あなたは今私はできると思っているんですよ。これはあなたが継続してくれて、私は非常に感謝しています。

でも、これから10億円もあったら、そういう発想を持たないと駄目になると思うんですよ。そのための村長だと私は思っているんです。確かに、次のことはあれするけれども、それだけ私はお願いして、そういうふうにしてもらいたい。

監査は特別監査をやる。競輪のもうけ、もうけということはない、稼ぎを半分はそちらに向ける。公共で太陽光発電する。あるいは個人がやるんだったら100万円ずつやれば、まず個人が100万円あれば銀行から借りても電気代は全部消化できますよ。そのぐらいの発想を持ってもらいたい、提案してもらいたいと、私は。

それであと、枝豆のことも皆さんいっぱい言ったから、あまり私は質問しませんけれども、枝豆も、要するにこれからの商売としてはね、前も言いました、村長に。枝豆を作りました、農協に納めました。お米を作りました、農協に納めました。今まではこれでよかったんですよ。商人としたらそれは駄目ですよ。自分で販路を広げなくちゃ。そのぐらいの村長になってもらいたい、私は。前の村長はそれをやったんですよ。販路を広げなくて、農業なんかもうかる訳ないですよ。そういう発想を持ってこの枝豆をやってほしい。

ましてや、先般、知事も、２月１日かな、会見で述べていますよ、これ。弥彦村は枝豆で頑張っているのでとてもうれしいと、知事もこういうふうに褒めて言ってくれているんですよ。弥彦村は、今までのやり方でちょこちょこやるんじゃなくて、今課長が言ったこともみんな正しい。何も間違っていない。それは一つの階段で、あなたとしたらば、村長とすれば、ここまで行くんだというものを示さなかったら、村長としては駄目ですよ、それは。駄目とは言わないけれども。そうして初めてできるんですよ。どんなに、公表するといったって、これはやっぱり、あなたがこの問題がここまで行くんだというものを示して。幾ら集まってやってもそれはまとまりません。私の経験からして。まとまりませんよ。結局、何もできなくなくなりますよ。何も、今言った、

何だこれ、集まってどうのこうのばかりやっているじゃないですか。最後は、あなたが頭の中に描いてこうするんだというものがなかったら、絶対駄目ですよ。みんなで意見を言って、はい、はい、なんていうことじゃ、それはまとまりません。それを一つあなたは頭の中に入れてやってもらいたいと思います。枝豆のことはそういうことで、それはしません。

それで、あなたの35の公約。半分は、今言ったように、前の村長が材料をつくってくれたと、申し訳ないけれども、物すごい苦労してつくってくれた。競輪でも、何か所も行って、競輪の本部へ行ったり、政治家のところへ行ったり、それで今やっとこういうふうになっている。時代もありますよね、時代もあります。そういう時代もある、それに乗ったことも。私は、それでたまたま時代に乗ってこうなったことも当然あると思いますけれども、私は今あなたのこれを見てください、私はみんなに言われるんです。前の村長に乗っただけだと言われるんです。この先どうすんだと、何にも載っていない。

長というのは、必ずここまで行く、今言ったように、村長は10年、20年、30年考えて行動し、それで一つずつ潰していくのが、今日も言った、この前も言った社長さんなんですよ。会社の。こんなに並べて、みんなの意見聞いてなんて、できませんよ。私はそう思います。

具体的にそういうことなんですけれども、最後はジャッジはあなたがやるんですよ、もちろんね、当然のことですよ、私が質問したけれども。そして、必ずこれだけ守ってください。ガラス張り、公表、情報公開、これ絶対に守ってください。今まで私は見ていたけれども、守っていない、今まであったことあると思うんですよ。ガラス張り、情報公開、これだけ絶対にあなたは守ってくださいね、いかなる場合でも。それで初めて事が進むと思います。隠しているとは言わないけれども、それが一番大事なことだと思いますので、その辺を特に私は今、あなたにお願いいたします。

そして、公平・公正な村づくりとありますけれども、これはもう当たり前のことなんですよね、これは。その辺、ガラス張り、情報公開、あなたはやりますか、お聞きします。

○議長（安達丈夫議員）　村長。

○村長（本間芳之）　選挙のときからもずっと申し上げているとおり、見える化、可視化、ガラス張りというのは、これはもう言っていることでございますので、改めてお約束するつもりはございません。

以上です。

○議長（安達丈夫議員）　古川議員。

○５番（古川七郎議員）　あなたの選挙の公約というのは非常に正しいと思いますので、是非とも守ってくださいね、ずっと、あなたが村長でいる限り。何年やるか分かりません。10年やるか、何年やるか分かりませんけれども、とにかくそれは絶対私もお願いしておきます。そうじゃないと、必ずこれはおかしくなりますから。それはもう全てにトップにいる中においては必ず、一番大事なことだと思うんで、私はその辺をお願いしたいと思います。

それで、前の方々も、いろいろ稼ぐ農業だとか、門前町とか、いろいろ質問されたんで、私の

ほうは控えますけれども、最後に、最後のジャッジは村長がする、それは当然です。全責任はあなたの肩にかかっております。願わくばそのジャッジは一部の利益団体ではなく、全村民のためということは当然のことです。公平・公正はどのように実現するのか。情報公開はどのようにされるのか。情報公開があって初めて公正・公平が担保されます。

なぜ、私はそこまでお聞きするかは、申し訳ございませんけれども、大谷村政の時代、それを支えた方々があなたの支持者に多くいるという現実があるということです。大変、私も危惧しています。新しい村長、あなたは、その政策進めていただけるものと期待しておりますが、是非ともそういうことのないように、私はお願いしてですね、まあいっぱいあるんだけれども、それはそういうことでお願いしたいと思います。

そしてもう一つ、農業の所得補償制度ってどういうことですか、ちょっと聞かせてください。

○議長（安達丈夫議員）　村長。

○村長（本間芳之）　弥彦スタイル・農家補償制度につきましては、新しい分野の農産物、それから園芸品にそれぞれチャレンジする人たちに対して、一定の補償をお約束するというものでございます。チャレンジする農家の人、チャレンジするいろいろな新しい分野の人たちを応援するための施策を今準備しているというところであります。

以上です。

○議長（安達丈夫議員）　古川議員。

○５番（古川七郎議員）　そういう意味なら、私は納得して応援したいと、賛成します。賛成というか、大いに頑張ってもらいたい。要するに、変えるということ、チェンジするということですね、今の農業の姿を。

本多隆峰議員も言われたように、農業って非常に大変なんですよ。私も言ってるけれども、農業ほど難しいものはございません。何だってお天道様商売だ。こんな難しいものはないですよ。私も農業、米づくりの物すごい、聞いて感心する人いますけれども、米づくりでも、田んぼでも土の深さが違うそうですよ。30あるのか、20あるのか、10あるのか。

ちょっとお願いします。時間延長お願いします。

○議長（安達丈夫議員）　少しお待ちください。

15分の延長について、事務局で電光掲示板を調整しますので、作業を行ってからとしますので、少し時間を下さい。

15分延長を許可します。

○５番（古川七郎議員）　申し訳ございません。

そういうことで、いろいろお願いもしましたけれども、とにかく、あなたも村をよくする、そのために立候補したと思います。相当の覚悟で出てくれたと思いますよ。どうか、あなたの35の公約が実現することを私も期待しています。もちろん、我々も一生懸命協力しますよ。足を引っ張ることはしません。私も、協力するけれども、協力しますよ、一生懸命、決して私は足を引っ張るなんか、そんなことはしません、私は。誓いますよ。ですから、大いに頑張ってやってもら

いたいと、私もお願いするんですよ。そういうことで、ちょっとオーバーしたかもしれないけれども、よろしくお願いします。

これで私の質問は一応終わります。ありがとうございました。

○議長（安達丈夫議員）　それでは、これで古川七郎議員の質問を終わります。

水の交換がありますので、少しお待ちください。

◇　那　須　裕美子　議員

○議長（安達丈夫議員）　次に、那須裕美子議員の質問を許します。

３番、那須裕美子議員。

○３番（那須裕美子議員）　それでは、事前に提出させていただきました通告書に基づきまして、質問させていただきたいと思います。

１、観光地として情報保障の『おもてなし』は、２、産後ケア事業の取組についての２点です。

まず１点目の観光地としての情報保障のおもてなしはです。

令和３年12月議会の一般質問において、「弥彦村は、多くの観光客が訪れてくださる観光地として、情報保障のおもてなし対応ができるよう、商店や旅館等の接客に従事する方への手話講習会等ができないか」といった質問をさせてもらいました。

当時の観光商工課長の答弁では「現在は、まちあるきマップを活用し、視覚的に案内できるように対応している。手話対応については受講希望者の有無や講師の確保等の課題もあるので難しい。デジタル技術など多様な可能性を考慮したバリアフリー化を目指したい」とのことでありましたが、実際に、デジタル技術を考慮したバリアフリー化の取組はされたのでしょうか。また、手話対応は難しくとも、商店や旅館、その場その場に応じたコミュニケーションボードなどを活用していただきたいと最後に要望しましたが、その後対応はなされているのでしょうかお伺いします。

２点目の産後ケア事業の取組についてです。

近年、核家族化や晩婚化、若年妊娠等によって、産前産後の身体的また精神的に不安定な時期に、家族等の身近な人の助けが十分に得られず、不安や孤立感を抱いたり、鬱状態の中で育児を行う母親が少なからず存在している状況であります。産前産後の母親の育児不安や鬱状態は、子供の虐待の誘因になることも指摘されております。産前産後の母親の孤立を防ぎ、生活している地域で様々な支援を行うことが重要であると考えられています。家族等から十分な育児等の支援が受けられず、心身の不調や育児不安等を抱える出産後１年以内の母親とその子を対象に、助産師等の看護職が中心となり、母親の身体的回復や心理的な安定を促進するとともに、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかに生活できるよう支援するため、産後ケア事業の全国展開を図ることを目的として、一部法改正もされました。

そして、市町村においても産後ケア事業の努力義務がうたわれています。単一市町村での実施が困難な場合は、複数の市町村が連携して整備を行うことや、適切な実施が期待できる団体等に

事業の全部または一部を委託することができる等、様々な方法も考えられます。私自身、産後ケアの勉強をし、資格も取得した上で、産前産後のケアの重要性、そして必要性をいたく感じております。

弥彦村においては、単独での実施が困難であるように感じます。近隣の他市町村との連携を取っていくのが望ましいと思いますが、当村における産後ケア事業の取組状況はいかがなものかお伺いいたします。

○議長（安達丈夫議員）　それでは、答弁を求めます。

村長。

○村長（本間芳之）　それでは、那須議員のご質問にお答えいたします。

１つ目の、観光地としての情報保障の『おもてなし』につきましては、聴覚障害をお持ちの方が窓口に来られた際の意思疎通について、令和３年12月議会後、観光協会と検討し、液晶画面に専用のペンで文字を書き込む電子メモパッドを３台購入いたしました。

基本的には観光案内所に置き、必要があれば旅館や商店に貸し出ししております。今のところ、利用の実績はございません。改めて周知し、利用実績に応じて台数を増やすなど、より利用しやすい環境をつくり、ＰＲしていきたいと思います。

観光地弥彦として、今後の情報保障のおもてなしにつきましては、燕市と共同で作成したぐるぐるＭＡＰの英語版及び中国語繁体字版などを活用したインバウンド対応も含め、観光協会や旅館組合、おかみ会、商工会といった関係機関と連携し対応してまいります。また、手話対応が可能な人材の確保や、様々な人的な確保を継続していきたいというふうに思っております。

続いて、２つ目の産後ケア事業の取組についてお答えいたします。

現在、弥彦村の産後ケア事業として、産後ケア事業訪問型を実施しております。心身の不調や育児不安等のある母親及びお子様に対し、在宅助産師が自宅に訪問し、親子に合わせたケアを実施しております。またその後、保健師等関係機関と連携し、親子に寄り添い、切れ目のない支援を継続してまいります。

産後ケアに係る事業実績、取組事例、課題等、担当課長から答弁させていただきます。

以上、答弁を終わります。

○議長（安達丈夫議員）　それでは、健康推進課長。

○健康推進課長（松井裕美子）　それでは、産後ケアに係る事業実績等についてお答えいたします。

産後ケア事業訪問型は昨年度から開始し、令和３年度は５名、令和４年度は１月末現在で２名の方が利用されました。

村では、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、母子手帳の交付を完全予約制にし、保健師がゆっくりと話を伺い、妊娠中から顔の見える関係づくりを行い、保健師、管理栄養士、在宅助産師等の専門職や関係機関と連携し、健診や訪問、相談等妊娠中から子育てまで寄り添いながら切れ目なく継続的に支援を実施しております。

今後も、親子のニーズに応えていけるよう、関係機関と連携し、更なるサポート体制の構築に

努めてまいります。

以上です。

○議長（安達丈夫議員）　那須議員。

○３番（那須裕美子議員）　答弁ありがとうございました。

前回の質問から、デジタル技術を考慮したバリアフリー化の取組ということは、液晶画面に文字を書けるようなパッドを観光案内所に用意されたということで、よかったでしょうか、はい、ありがとうございます。でも、利用がないという現状で、その周知みたいなものはされましたでしょうか、こういうのを今は使っていますよという周知みたいなものは。でも観光に来られるので、広報やひことかに掲載しても、観光に来られる方が、聾の方がおられても、それを知り得ないと思うんですけれども、そういった周知はなされたのでしょうか。どういった形で周知され、ＰＲされたのかちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（安達丈夫議員）　村長。

○村長（本間芳之）　その件につきましては、担当課長より報告させていただきます。

○議長（安達丈夫議員）　観光商工課主幹。

○観光商工課主幹（丸山竜一）　今ほどの質問にお答えします。

先ほど、説明でもありました電子メモパッドを３台導入するに際しまして、観光協会のほうと、どういったものを入れたらいいのかというところで協議の結果、３台を導入しております。あわせまして、先ほども答弁ありましたが、窓口業務があります観光案内所のほうに通常は３台設置しておりまして、観光協会員のほうには、観光協会を通じましてそういったものの導入がありましたので、必要があればということでアナウンスしているところです。

以上です。

○議長（安達丈夫議員）　那須議員。

○３番（那須裕美子議員）　ありがとうございます。

うまいこと周知がされていないのか、必要とされる方がいらっしゃらなかったのかは分かりませんけれども、そうやって動いてくださったことにはとても感謝しております。

障害を持っておられるの有無にかかわらず、分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会の実現に資することを目的として、障害者情報アクシビリティ・コミュニケーション施策推進法が令和４年５月に公布されておると思います。障害の有無にかかわらず、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用、円滑な意思疎通が図れることが重要であるとうたってあります。

新潟県の30市町村のうちで、手話言語条例を制定している市町村が15市町村で、約半分が制定されておりますが、弥彦村においては手話言語条例が制定されていませんが、手話言語条例の中で、手話言語条例の目的としては、手話は言語ですと、私たちが交わしている、今こうして交わしている言葉と変わらない言語であると、全ての人が心を通わせ、お互いの人格と個性を尊重し合う社会の実現を目指して、各地で制定がされていますが、弥彦村は、多くの人が訪れる観光地

でありますが、村外はもとより県内外から多くの方が訪れる観光地であります。様々な方が来られることを想定して、おもてなしの心でこれからも情報保障のおもてなしを推進していただきたいと思っていますが、弥彦村において今後手話言語条例の制定等は視野には入れていないでしょうか、ちょっと課が違いますが、申し訳ありませんが、そういったところはどうお考えでしょうか。

○議長（安達丈夫議員）　村長。

○村長（本間芳之）　那須議員にお答えいたします。

弥彦にお見えになる方が全て、障害を持つ方も、そうでない方も、一様に皆さんが楽しんでいただけるような体制づくりはしっかりとつくってまいりたいと思います。そういう条例も含めて、前向きに検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（安達丈夫議員）　那須議員。

○３番（那須裕美子議員）　情報保障のほうでもう１点だけ質問させていただきたいのですけれども、昨年度内にはちょっとかなわなかったのですけれども、弥彦村手話サークルの会長とおかみ会の現在会長代理をされている方とをちょっとおつなぎしまして、一般質問のほうでは、手話講習会をやっても、受けたい人ですとか、講師の関係でなかなか難しいんじゃないかと言われたんですけれども、弥彦村にあります手話サークル独自でちょっと考えてみまして、一歩でも半歩でも動いてみないかなということで、昨年中におかみさんとちょっとお会いしまして、まずは観光地の顔となっている旅館のおかみさんに、旅館の受付ですとか、お客様の対応に実際に使われるフレーズだけでも手話で覚えていただきたいなというお話をさせていただきました。

そして、今年度中は無理なので、来年度になるかと思いますが、実現するかはまだ未定なんですけれども、まずはおかみさん、おかみ会を通して、おかみ会の会議でどう話されるかはちょっとまだ分かってはいないんですけれども、そこで、実際に、じゃ、観光客の方が旅館に訪れたときにどういったお声をかけるかなという挨拶ですとか、いらっしゃいませとか、ゆっくりお休みくださいですとか、そういった、まずは取っかかりの、全て手話は覚えなくていいと思っています。おもてなしの心で、私たちを迎えてくれているんだという気持ちが、私は大事なんだなと思っています。それは、聾の方だけではなくて、車椅子の方だったり、全ての、障害を持つ方にも本当にしかりなんですけれども、まずは心のバリアフリーを考えていける弥彦村であったらなと思いまして、まずはおかみ会に声をかけてみました。

そして、来年度、もしかしたら、おかみさんたちに向けて手話講習会を開く予定であります。まだ予定は未定なので、ちょっと分かりませんけれども、そこからお土産屋ですとか、飲食店ですとか、私も受けてみたいわという優しさの輪が広がってくれたらなと思っておりますので、もし、そういうことになりましたら、是非、村からも何かしら、こういう講習会をやっていますよ、是非受けてみませんかと、観光地としてのおもてなしとして、是非皆さんもそういうことに参加してみませんかとお声がけや周知をしていただきたいなと思います。

最後に、お隣の燕市では手話サークルが多分２件と、あと、サークルだけでなくて、手話学習講座も開講されております。本格的に手話を学びたい人が学べる場所があります。ここ数か月、テレビドラマにおいて、主人公を演じる俳優さんが手話を使っていることから、燕市のサークルでは、若い女性のメンバーがとても急激に増えたそうです。動機はどうあれ、手話に興味を持っていただいて、そういったことはすごくありがたいというお声を聞いています。２つの手話サークル以外に、手話奉仕員養成講座、手話学習、手話通訳学習などが開催されています。いずれも燕市での講座の対象は、燕市在住もしくは燕市に勤務されている方に限られているようです。弥彦のサークル内でも話が出たんですけれども、広域連携でいろいろ燕市と弥彦は手を取り合っていっているので、そういう学習に弥彦の人も、本格的に手話を習いたいなという人も、お隣の燕市に、弥彦村在住の人も学びたい、学べる場を貸してほしいじゃないですけれども、住民も入れてくれないかという働きかけなんていうのはできないものでしょうかね、ちょっと私は素人なのでよく分からないのですけれども、そういった働きかけができないものでしょうか、どうでしょうか。

○議長（安達丈夫議員）　村長。

○村長（本間芳之）　那須議員の今のご質問に対して、手話サークルについて、どういう形でやれるかということを前向きに考えていきたいというふうに思っております。先ほども申し上げましたように、障害を持つ方でも、とにかく弥彦に魅力を感じてもらって、コミュニケーションがしっかり取れる、村民の方もコミュニケーションが取れる、特別なことではないというような形まで持っていければいいかなというふうには思っております。ありがとうございます。

○議長（安達丈夫議員）　那須議員。

○３番（那須裕美子議員）　ありがとうございます。

是非、学べる場を提供するというのも視野に入れていただきたいなと思います。

産後ケアのほうなんですけれども、本間村長は、庁内横断的な子育て課を新設すると、公約のほうでおっしゃられていたように思っております。そして公約のほうに、日本一でしたか、子供を産み育てやすい村にしますとお話されておりました。

前村長のときに、ゼロ歳から２歳の保育料無料化や給食費、医療費の無料化等、子育て世代にとっては大変ありがたい支援を講じてくださいました。そして、本間村長も、就任後、これからもこれらの支援は継続していくということで、そちらのほうは感謝しております。

しかしながら、経済的な支援だけでは私はやはり産み育てやすい村の実現は、本当の意味では難しいと考えております。自分自身も３人の息子を出産しましたけれども、確かにその当時、経済的な支援があればどんなに助かったかなと思っておりますが、やはり子供を産んで育てるときに必要なのは周りの助けであるとすごく実感しております。第１子のときよりも、第２子以降の出産には、上の子の子育ても入っておりますので、そういったときに、やはり家族の存在がなければ、出産時の入院ですとか、もうつわりがひどくて何も食べられない状態で入院しなければならないですとか、そういったお母さんが入院するときにも、上のお子さんを見る人が必要になり

ますよね。ですので、お金だけではなく、やはりお母さんの産前産後ケアというのが本当に重要だと私は感じております。

そこで、弥彦村では訪問事業をされているということで、心身ともに不安なお母さんに対して訪問されるという手厚いことをされているということで、ありがたいなと思うんですけれども、本間村長が掲げる庁内横断的な子育て課の具体的な概要といいますか、そこにどういった職員を配置するのですかとか、今いる職員の中で子育て課をつくるのか、また、もしくはそこに産後ケアの知識を有するような方を入れるおつもりがあるのかですとか、ちょっとそこら辺、今見えているビジョンがあれば教えていただきたいなと思います。

○議長（安達丈夫議員）　村長。

○村長（本間芳之）　那須議員のご質問にお答えいたします。

まさに、私の選挙でのお約束の中で、子供課（仮）でございますけれども、提案しております。今現在、その組織づくりについても準備中であります。内容については、新しく人材を求めるというよりも兼務という形も含めて、まさに庁内横断的な組織をつくって、育児から、子育てからいろいろな横軸でつなぐ、そういう課をつくり、まさにいろいろな課題をそこで共有をし、課を超えて解決するためにどうしていったらいいかということを行っていく、今準備をしております。

まさに、子育てにはいろいろな背景がありますので、それを一つ一つ丁寧に掘り起こすことで、いろいろな住民の方の悩みですとか、課題を解決できるのではないかというふうにも思っておりますし、先般、岸田総理も岡山県の奈義町を視察されて、子育てに非常に手厚い町を視察もされておったり、それから明石市等でも人口増加の実例もあるということから、そういうところもしっかりと視察して、弥彦村スタイルの子育て、それから弥彦に住みたいという人たちをいかに多くしていくか、フォローをどうやってしていくかということをしっかりと行ってまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（安達丈夫議員）　那須議員。

○３番（那須裕美子議員）　ありがとうございます。

もともと弥彦村は産婦人科がありませんし、おととしまででしたか、隣の吉田にありました産婦人科も分娩の全てをもうやめてしまったということで、もともと弥彦村においては、産みにくい村であることは確かだと思うんですよね。でも、それをカバーするだけの育てやすい村にしていただきたいなと思っております。

先ほど、健康推進課長がおっしゃっていました、切れ目のない支援というのは、本当に大事なことだなと思っております。産前の妊娠期からお母さんとの信頼関係を構築されて、産後、変わりないかなという、産前から見ているお母さんの状況を知る人でなければ、お母さんの変化には気づけないと思いますので、切れ目のない支援というのは本当にありがたいお言葉だなと思って今聞いておりました。

弥彦村では、規模も小さいですし、じゃ、それを何人の人が利用するんだと言われてしまえば、

大きなことはできないとは思いますが、一人の人が子供を産み育てるということは本当に大仕事で、産褥期と言われる、胎盤の大きさは直径が20㎝で、厚さが２㎝ぐらいの胎盤が子宮壁から排出されるということは、大きなかさぶたが取れるのと同じで、かさぶたがちょっと取れただけでも出血するのが、それが大きな出血をした後に、すぐ出産、その後すぐもう子供の子育てが待っている訳ですよね。なので、心身ともに本当に支援していくんだよという優しい村なんだということをお示しいただきまして、産みにくいかもしれませんけれども、育てやすい村であることをこれからもＰＲして、いろいろと難しいかもしれませんけれども、産後ケア事業を少しずつ広げていっていただきたいなと切に願っております。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（安達丈夫議員）　これで那須裕美子議員の質問を終わります。

◇　丸　山　　浩　議員

○議長（安達丈夫議員）　次に、丸山浩議員の質問を許します。

４番、丸山浩議員。

○４番（丸山　浩議員）　人口減少対策について村長に伺います。

総務省が１月30日に公表いたしました2022年の人口移動報告によりますと、東京都は転入者が転出者を上回る転入超過が３万8,023人となりました。2021年は、外国人を含める方法に変更した14年以降で最少の5,433人、３万人以上の増で、増加は３年ぶりでした。新型コロナウイルスの行動制限緩和によって、社会経済の活動が次第に活発化し、再び東京一極集中の傾向になったというふうに分析がされております。

東京圏（埼玉、千葉、東京、神奈川）の転入超過数は９万9,519人、転入超過数は1996年から27年連続転入超過になっております。政府は、人数を年度に換算し、2027年に転入者と転出者を均衡させる目標を掲げておりますが、目標達成は難しいようであります。

2022年の１年間に東京都に転入した人は、21年、前年度比１万9,620人増の43万9,787名で、反対に東京都外へ転出した人が１万2,970人減の40万1,764人でありました。東京都の転入超過数は、コロナ禍前の19年が８万2,982人。しかし、感染拡大やテレワークの普及で、東京都外での居住を選択する人が増えたために、2020年は３万1,125人、21年は5,433人と減少しておりました。

都道府県別で見ますと、転入超過は東京圏４都県を含む11都府県になっております。超過数のトップは東京都であります。次が神奈川県２万7,564人、埼玉県が２万5,364人と続きまして、東北の宮城県は７年ぶりに、また長野県は14年以降初めて転入超過になったというデータになりました。逆に転出超過は36道府県でありました。超過数の上位は広島県9,207人、愛知県7,910人、福島県6,733人、新潟県が5,830人でした。東京に近く、21年は転入超過であった群馬県は転出超過になりました。

新潟県におきましては、2022年、転出が２万2,796人、転出が２万8,626人で、5,830人の転出超過になっておりました。この超過数は全国で４番目に多く、前年と同じ順位でございました。

新潟県は新型コロナウイルスの感染拡大で生まれた地方分散の好機を生かそうということで、各種施策を打ち出しておりますが、再び東京一極集中の傾向が強まったようであります。

新潟県への転入数は、前年に比べ427名増加いたしまして、転出数は483名増加したため、転出超過は56名の増でありました。県は、選ばれる新潟を掲げて、子育てや女性の起業支援、Ｕターン、Ｉターンの情報発信など人口減少対策に取り組んでおり、東京に戻る動きが出ていますが、他県では地方分散の流れを捉えている県もあります。地方への流れがまだあるうちに、有効な施策を進めていく必要があると思われます。

村長は、人口減少に歯止めをかけるという公約（35の約束）を掲げ、これから村の様々な施策を行っていくということですが、弥彦村に住み続けたい、弥彦に戻ってきたい、弥彦に住みたいという人をどのように増やしていくお考えか、また近年の当村の人口動向の状況も併せて伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（安達丈夫議員）　それでは、答弁を求めます。

村長。

○村長（本間芳之）　それでは、丸山議員のご質問にお答えいたします。

弥彦村の人口推移につきましては、議員ご承知のことと思いますけれども、平成22年の8,853人をピークに減り続けております。今年２月末現在では7,678人、１割以上減少することになりました。

また、総務省等の調査によれば、今から22年後である令和27年には6,000人程度に減少するのではないかという見込みもあるようでございます。

最近の日本の合計特殊出生率は1.37程度でありますので、人口の減少はしばらく続くことが推測されています。

人口減少対策は、現在、弥彦村だけではなく日本全体の根源的な課題であり、政府も異次元の少子化という言葉を使い、様々な取組を行っているところであります。

しかし、国だけではなく、地方自治体も積極的な行動を起こしていかなければならない課題であると認識しております。

私は、35の約束を掲げましたら、この約束は全てが人口減少対策であると言っても過言ではないというふうに思っております。

全国でも例の少ない、保育料、給食費や子ども医療費の所得制限のない無料化をはじめ、一つ一つの政策を着実に実行していき、更に進化させることにより、住みよい弥彦村へとつながり、弥彦を離れたくない、弥彦に住みたいというふうに考える人が必ず増えていけるというふうに思っております。

また、先月、先ほどもお話をしましたけれども、岸田総理大臣が視察された岡山県奈義町のように、出生率の上昇に成功した自治体の例もありますので、そのような先進地の視察を行い、貪欲に成功例を取り込みたいというふうに考えております。

新たな試みを積極的にチャレンジしていき、あらゆる人の意見を聞き、あらゆる手段で対策を

講じる所存でございます。

以上で答弁を終わります。

○議長（安達丈夫議員）　丸山議員。

○４番（丸山　浩議員）　弥彦村の人口については、今村長が答弁のとおりでございまして、最近、２月28日だったかと思いますが、日本の出生数の速報値が発表されました。それが80万人を割り込んでしまったということでした。過去最少でありました。政府も、もう危機的な状況であるというふうに認識しており、官房副長官もそのような会見を開いておりました。また、首相も、少子化のトレンドを反転させるために、様々な政策を具体化して進めていくことが重要だということで、少子化、出生者数減少の動きをなるべく止めるような具体的な政策をこれからまとめていくのだということが発表されておりました。

本間村長は、公約の中で、特に一番最初に掲げておったのが、村民憲章のことであり、その次に子供を産み育てやすい環境日本一を目指すということ、そして、弥彦村の人口減少に歯止めをかけるということで、様々な公約を掲げられておりました。

この中で、保育料の無料化ですとか、給食費については、今年度、小林前村長が行っていた政策を継続していくと、更に来年度もやっていきますということで、新年度に予算が組み込まれておりました。

子供の医療費、給食費、保育料等の無料化の恒久化ということは明言されておりました。そのほか、人口減少に対する歯止めをかける政策として、具体的に何か幾つか考えておられることはございますでしょうか。

○議長（安達丈夫議員）　傍聴人にお願いします。

私語が時々聞こえます。静粛にお願いいたします。

それでは、答弁。

村長。

○村長（本間芳之）　ただいまの丸山議員のご質問に対してお答えいたします。

子育て支援につきましては、先ほどもお話ししましたように、いろいろな実例も視察したり研究したりしながら、更に深掘りしてまいりたいというふうに思っております。

それから、人口減少に歯止めをかけるということについては、これは先ほどの柏木議員からのお話もあったように、村営住宅の整備や、あるいは住宅整備事業や、そういうことを積み重ねることによって、弥彦村に住みたいと思ってもらえる人たちを誘致したいというふうに思っております。その上で、子育てがしやすい環境をつくっていく、保育園の充実もさることながら医療ですとか、学校の問題ですとか、様々なハードとソフトの面が両方共存してなければ、なかなか一概に子育て支援とか、人口減少に歯止めはかからないと思いますので、総合的な計画の中で着実に進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（安達丈夫議員）　丸山議員。

○４番（丸山　浩議員）　出生数が全国で80万人を割ったという報道を見まして、弥彦村ではどういう状況なのかなと思いまして、住民課長にデータを頂きました。令和４年４月１日現在で、生まれた赤ちゃん29名だったそうです。令和５年４月１日は、予想で23名になるだろうというデータを頂きました。転出したり、転入したりされる方もあるのですけれども、大体この数がこれから保育園なり、小学校、中学校に入学される園児、児童、生徒の数になっていくと思ったときに、じゃ、過去はどうだったのかなと思いまして、古いデータも頂きました。それは昭和58年でした。出生数が122名でございました。その６年前、昭和52年では135名の出生者数であったというデータを頂きました。

確かに、私が小学校、中学校の頃は、１学年125名程度生徒がいました。そして、ちょっと下の世代に行くと130名ぐらいいて、小学校では４クラスあったときもありました。更に、第１次ベビーブーム、私の親の世代ですね、1947年から49年ぐらいの第１次ベビーブームのときは、全国で270万人ほどの子供が生まれたということで、それがもう80万人を切ってしまったと、もう危機的な状況になっているのだなというふうに思いました。

弥彦村だけでいろいろな政策を行っても、人口減ですとか、出生数の減少に歯止めをかけることはなかなか難しいのかもしれませんが、今、国も県もかなり本気を出して政策を打ち出してくるようですので、それを上回るような子供を産み育てやすい弥彦村のために、また様々な政策を考えていただいて実行していただければと思います。

このデータを見て、村長は同級生が、例えば何人であったとか、こういったデータ見られてどのような感想を持たれているかお聞きしたいと思います。

○議長（安達丈夫議員）　村長。

○村長（本間芳之）　丸山議員のご質問にお答えいたします。

私のときで、中学校は同級生が120名という時代でありました。それから徐々に数が少なくなっておりますし、今議員の報告にもありましたように、令和４年29名、令和５年は今のところ23名ということで推移しているということは、あと一、二年、何も無策のままだと10人台になっちゃうということになると、まさに教育的な問題、それから保育園の問題、いろいろなことを再編しなければならないのではないかと、そこへ行く前にやはり何とか手を打たなければならないのではないかというふうに思います。もちろん、冒頭にも申し上げましたように、弥彦村だけの問題ではないということは分かっておりますけれども、しかし、弥彦村でしかできない子育て支援だとか、そういったものをしっかりと充実させていくことで、少しでも弥彦で産み育てる親をしっかりと支援してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（安達丈夫議員）　丸山議員。

○４番（丸山　浩議員）　出生数29名、30人を割り込んでいるという状況ですと、今度は保育園ですよね、弥彦村内に３か所保育園があります。小学校と中学校は１つですが、30人を割り込むような数ですと、保育園を３園運営するというのもなかなか難しくなってくるのではないかという

ふうに思っておりますので、この減少幅を何とか食い止められたらなというふうに思っております。

また、それとも関連するのでしょうか、小学校になると地区の子供会とかあります。今現状でも、例えば私が住んでいる地区でも、もう単体で運営が難しくなるような状況になってきておるのですが、この数字を見ると、例えば大字弥彦の中では弥生町だ、いろいろな子供会がありますが、もうそれこそ弥彦、矢作地区、大戸、峰見地区、麓地区ぐらいの、もう４つぐらいしか子供会もできないのじゃないかというぐらいの数になってきて、それすらももう維持というか、運営ができなくなるのではないかという心配がありました。

今現状でも、私の子供が小学生ですが、今年同じ町内で１年生になる、入学してくる子供が１名だそうです。そうすると、もう１学年に１名ずつしかいないような現状が、もう今既に始まっておるということでございますので、これから、人口減少の対策、子育ての支援を更に進化させていただくようお願いして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（安達丈夫議員）　これで丸山浩議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（安達丈夫議員）　以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

次回は３月23日木曜日午前10時から再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午後　４時０１分）